

精華町第 8 次高齢者保健福祉計画
精華町第 7 期介護保険事業計画

平成 30（2018）年 3 月
京都府精華町

目次

第1章:策定にあたって	1
(1)計画の基本的事項	1
(2)計画課題	5
第2章:高齢者を取り巻く現状と将来見込	6
(1)人口構造・高齢者人口	6
(2)世帯構造・認定者数	8
(3)介護保険サービスの利用状況	10
(4)高齢者の状況及び意向(①高齢者実態調査②サービス事業所ヒアリング調査③高齢者社会参加調査)	12
(5)健康づくりサービス	23
(6)高齢者の医療状況	25
第3章:基本理念と計画の目標	26
(1)基本理念	26
(2)計画の目標	26
第4章:精華町の高齢福祉施策	27
施策体系	27
(1)その人らしい高齢期の暮らしと活動を応援する施策	28
(2)介護等が必要になったときの安心をつくる施策	33
第5章:介護保険サービス(第7期介護保険事業計画)	38
(1)日常生活圏域の設定	38
(2)要支援・要介護認定者数の推計	40
(3)居宅サービス/介護予防居宅サービス	40
(4)地域密着型サービス/地域密着型介護予防サービス	44
(5)住宅改修	46
(6)居宅介護支援/介護予防支援	47
(7)介護保険施設サービス	47
(8)地域支援事業	49
(9)特別給付	60
(10)介護保険料(第1号被保険者保険料)の算定	61
第6章:町独自の事業・サービス	70
(1)高齢期の社会参画機会の拡充	70
(2)地域福祉の充実	71
(3)生活支援サービス	73

(4) 家族介護者支援の推進	75
(5) 施設福祉サービス	75

第7章: 計画の推進 **76**

(1) 庁内・関係各機関の連携	76
(2) 地域及びサービス事業者との連携	76
(3) 計画の進捗管理	76
(4) 計画の周知	76

資料編 **77**

資料1 精華町内のボランティアグループ・サロン等	77
資料2 計画策定の経過等	82
資料3 精華町高齢者保健福祉審議会の開催	83
資料4 精華町高齢者保健福祉審議会条例	84

用語解説 **86**

第1章：策定にあたって

(1) 計画の基本的事項

① 策定趣旨

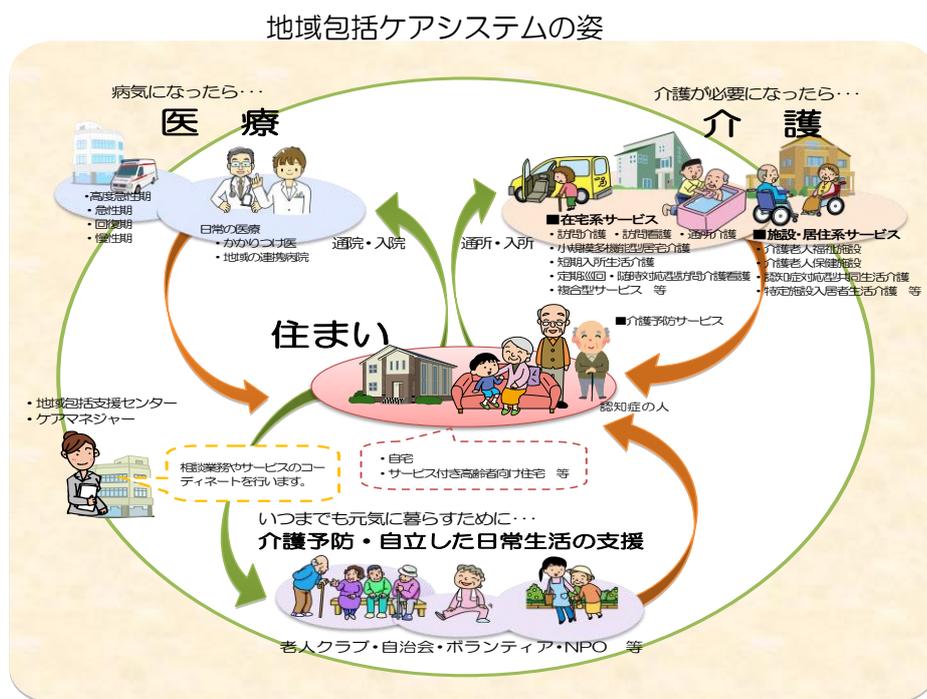
わが国の高齢化率は急激に上昇しており、国立社会保障・人口問題研究所が平成29(2017)年に発表した「日本の将来推計人口〔平成29(2017)年推計〕」では、平成37(2025)年には高齢者数3,677万人(高齢化率30.2%)、平成54(2042)年には高齢者数3,935万人(高齢化率37.0%)に達すると見込まれています。

本町の65歳以上の人口は平成29(2017)年10月現在で8,600人を超え、高齢化率が22.9%に達する等高齢化が進展しています。

このような中、国は高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築し、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37(2025)年までの「2025年を見据えた地域包括ケア計画」により、「地域包括ケアシステム」を構築することが示されています。

精華町では、平成27(2015)年3月に策定した「精華町第7次高齢者保健福祉計画・精華町第6期介護保険事業計画」に基づき、高齢福祉施策・介護保険施策を推進してきました。

今般これを見直し、「地域包括ケアシステム」の深化に向け、「精華町第8次高齢者保健福祉計画・精華町第7期介護保険事業計画」に基づき、高齢福祉のさらなる充実を図るものです。



資料：厚生労働省

② 計画の位置付け

[法的位置付け]

高齢者保健福祉計画は老人福祉法第 20 条の 8 に、介護保険事業計画は介護保険法第 117 条第 1 項に基づく市町村計画として策定する計画です。

高齢者保健福祉計画は、要介護認定者等に限らず高齢福祉全般にわたる計画であり、介護保険事業計画と相互に連携する必要があるため、2つの計画を一体化して策定しています。

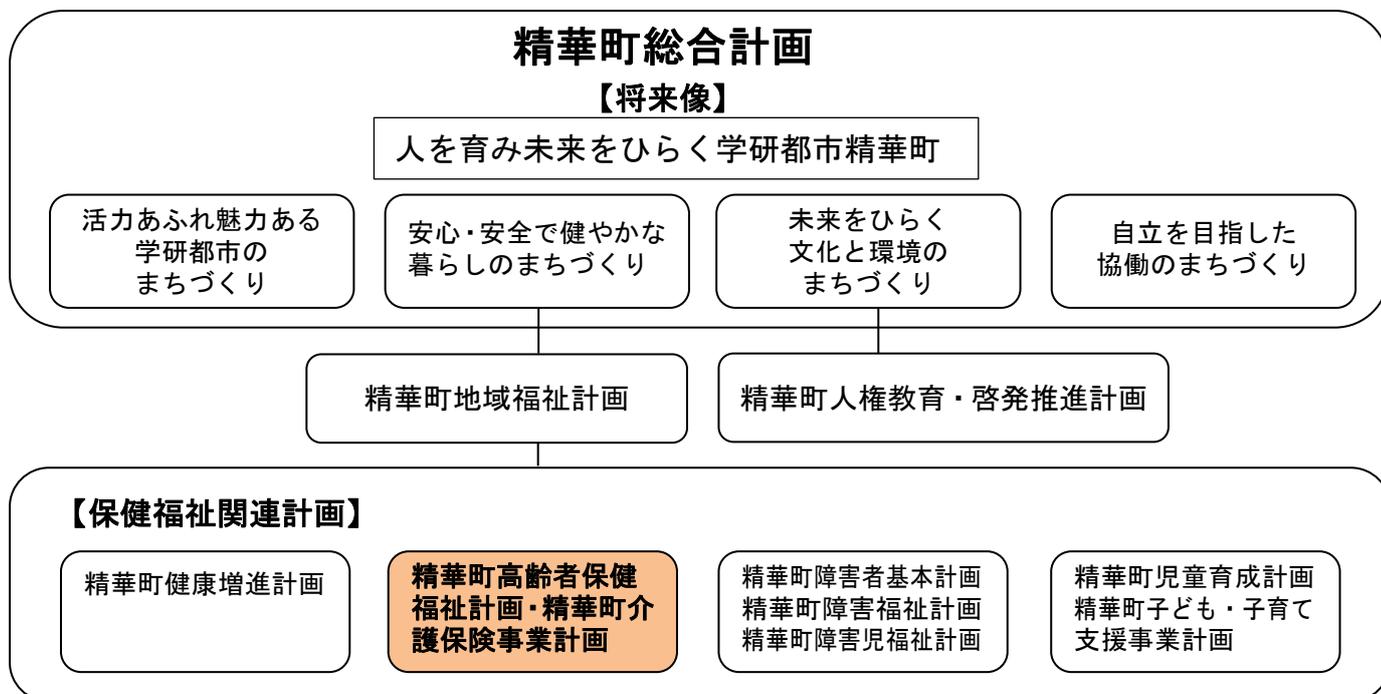
また、京都府高齢者健康福祉計画(介護保険事業支援計画)、京都府保健医療計画と整合性を図り策定しています。

老人福祉法 第 20 条の 8
・市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
介護保険法 第 117 条第 1 項
・市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

[上位関連計画]

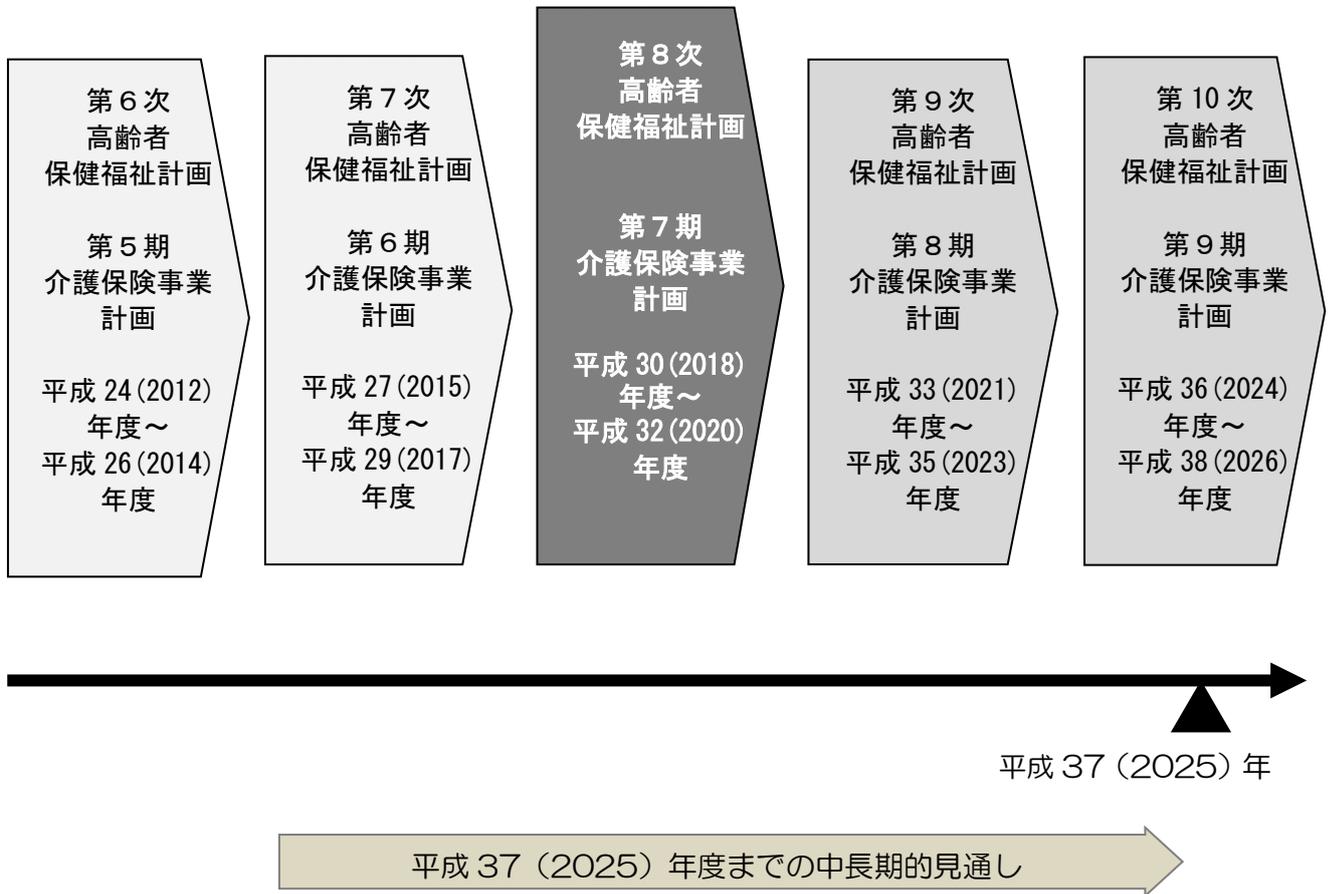
「精華町総合計画」における高齢福祉分野の個別計画として位置付けられるものです。

また、「精華町地域福祉計画」、「精華町健康増進計画」、「精華町障害者基本計画精華町障害福祉計画精華町障害児福祉計画」、「精華町児童育成計画精華町子ども・子育て支援事業計画」、「精華町人権教育・啓発推進計画」等との整合を図っています。



③ 計画の期間

「精華町第8次高齢者保健福祉計画」および「精華町第7期介護保険事業計画」は、平成37(2025)年を見通した上で、計画期間を平成30(2018)年度から平成32(2020)年度の3か年とします。



④ 介護保険制度改正のポイント

平成 29（2017）年 5 月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」のポイントとして、次の内容があげられています。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進
1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進 <ul style="list-style-type: none">●高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。●全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、<ul style="list-style-type: none">①データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）②適切な指標による実績評価③インセンティブの付与を法律により制度化
2 新たな介護保険施設の創設 <ul style="list-style-type: none">●今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設を創設する。●病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進 <p>【我が事・丸ごと】の地域作り・包括的な支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none">●「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定<ul style="list-style-type: none">・地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。●この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定<ul style="list-style-type: none">・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備。・住民に身近な地域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制。・主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制。●地域福祉計画の充実<ul style="list-style-type: none">・市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野において共通事項を定め、上位計画として位置づける。 <p>【新たに共生型サービスを位置づけ】</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づける。
II 介護保険制度の持続可能性の確保
4 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し <ul style="list-style-type: none">●世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額 44,400 円の負担の上限あり。
5 介護納付金における総報酬割の導入 <ul style="list-style-type: none">●第 2 号被保険者（40～64 歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第 2 号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。各医療保険者は、介護納付金を、2 号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では、『報酬割に比例した負担』とする。（激変緩和の観点から段階的に導入）

(2) 計画課題

課題1 自分らしい豊かな高齢期をつくることのできる地域社会としていくことが求められる。

- 「精華町健康増進計画」や「せいか365」(注 28 頁参照)のヘルスプロモーションの考え方にに基づき、「自分の健康は自分でつくる」という意識を高め、一人ひとりの健康力の向上、ネットワークづくり、環境づくりを進めます。健康づくりや生活習慣病予防、介護予防を図ることで、健康寿命の延伸を図る必要があります。
- 趣味、余暇活動や自己の知識経験を生かした就労、地域づくりの貢献等の生きがいづくりにつながる様々な社会参画の機会があることが重要です。また、早い段階から社会活動を知る機会が必要です。
- 地域の高齢者を支えるために、住民、行政、専門家、民間事業者等の様々な関係機関が協力し、地域の福祉力・介護力の向上を図ることが重要です。
- 高齢者虐待やその他の様々な権利侵害がないように、一人ひとりの意思が尊重され、権利が守られる必要があります。
- 安全な歩行空間の整備や公共交通機関等の移動手段の充実により、安心して外出できるまちとしていくことが重要です。

課題2 住み慣れた自宅や地域で安心して最期まで暮らし続けられるようにしていくことが求められる。

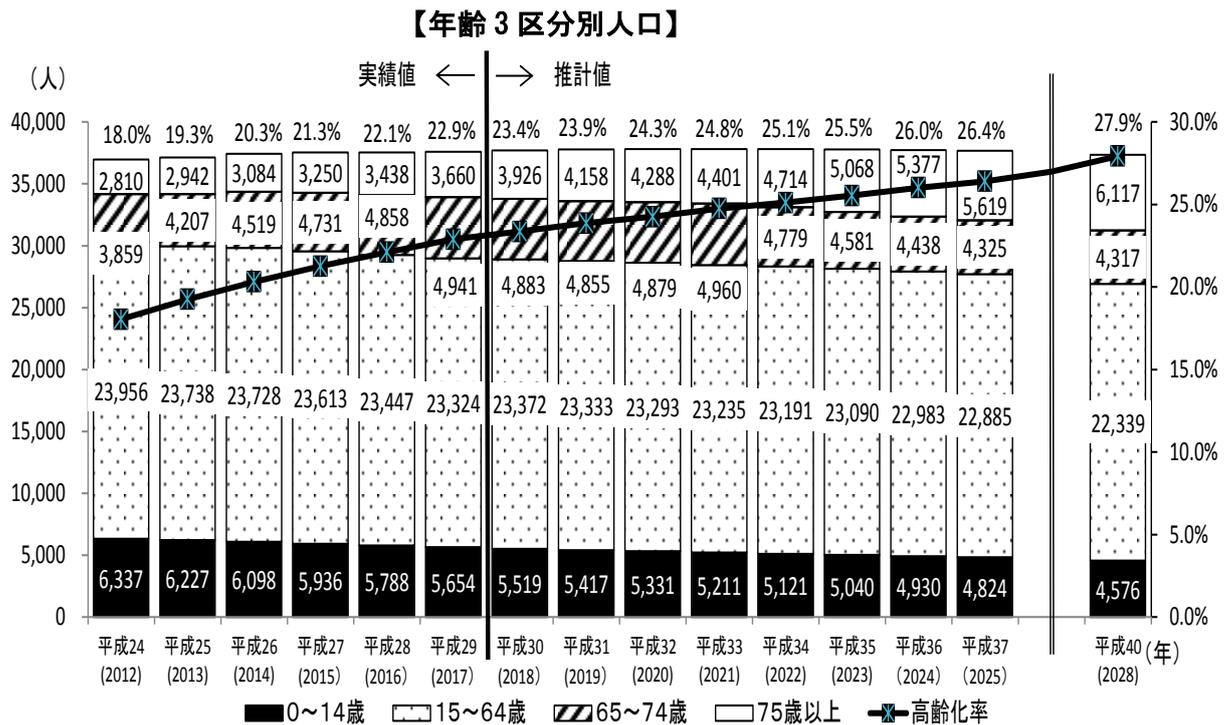
- 介護が必要になっても在宅での生活を基本として過ごすことができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を充実させることが重要です。
- 高齢化の進展とともに認知症がますます身近な病気となってきています。認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた自宅や地域で安心して自分らしく暮らせるようにしていくことが重要です。
- 終末期において、一人ひとりの意思が尊重され、その人らしい最期を迎えられる環境をつくることが重要です。

第2章：高齢者を取り巻く現状と将来見込

(1) 人口構造・高齢者人口

本町の総人口は、平成24(2012)年36,962人から平成29(2017)年37,579人へと微増しています。しかし、平成33(2021)年をピークに減少に転じていく見込みです。

年齢区分ごとにみると、0～14歳人口は6,337人から5,654人と年々減少しています。しかし、それに対して65歳以上の人口は、6,669人から8,601人へと年々増加しています。



年度	実績値 ←						→ 推計値									
	平成24(2012)	平成25(2013)	平成26(2014)	平成27(2015)	平成28(2016)	平成29(2017)	平成30(2018)	平成31(2019)	平成32(2020)	平成33(2021)	平成34(2022)	平成35(2023)	平成36(2024)	平成37(2025)	平成40(2028)	
総人口	36,962	37,114	37,429	37,530	37,531	37,579	37,700	37,763	37,791	37,807	37,805	37,779	37,728	37,653	37,349	
65～74歳	3,859	4,207	4,519	4,731	4,858	4,941	4,883	4,855	4,879	4,960	4,779	4,581	4,438	4,325	4,317	
75歳～	2,810	2,942	3,084	3,250	3,438	3,660	3,926	4,158	4,288	4,401	4,714	5,068	5,377	5,619	6,117	
高齢化率(%)	18.0	19.3	20.3	21.3	22.1	22.9	23.4	23.9	24.3	24.8	25.1	25.5	26.0	26.4	27.9	

資料：平成24(2012)年から平成29(2017)年までは住民基本台帳(各年10月1日現在)
平成30(2018)年以降は精華町独自推計

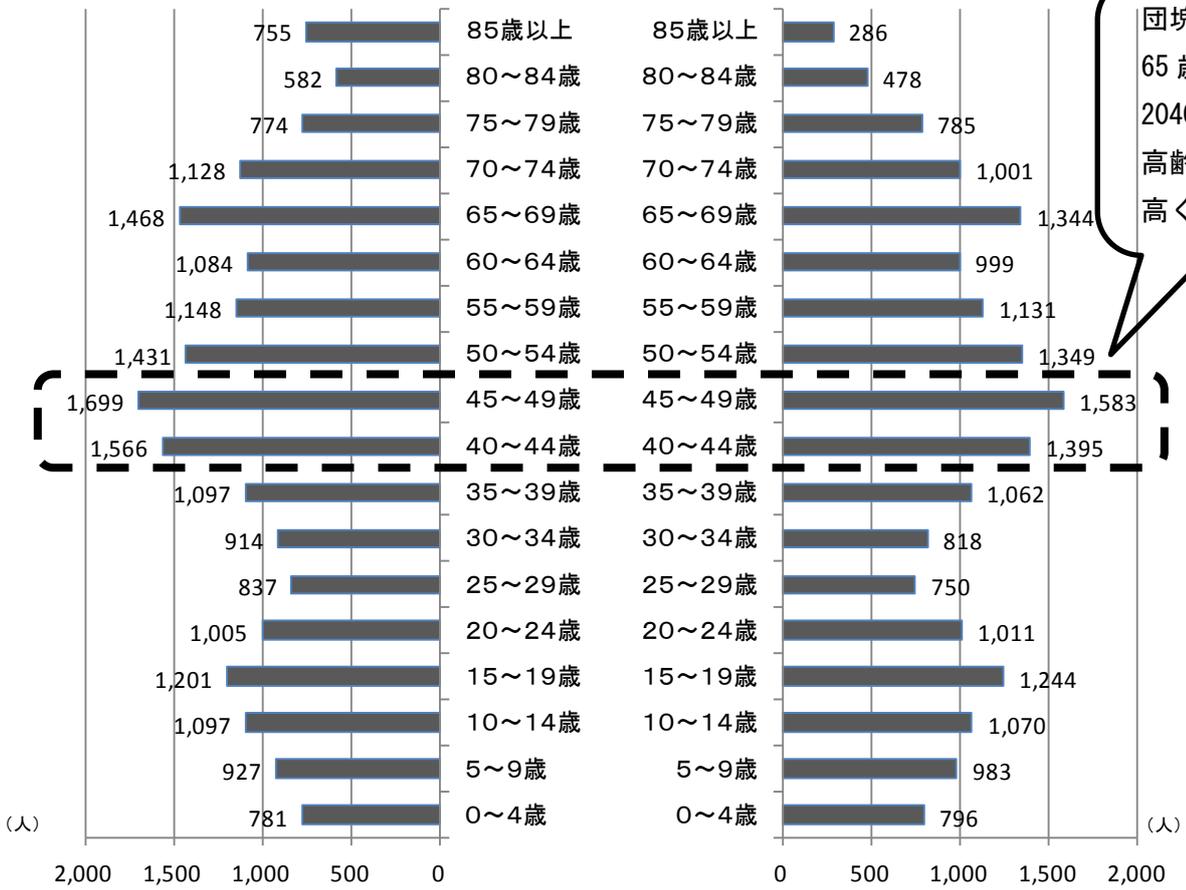
【性別・年齢5歳階級別人口】

女性

19,494人

男性

18,085人



団塊ジュニアが
65歳を迎える
2040年には、
高齢化率は最も
高くなります。

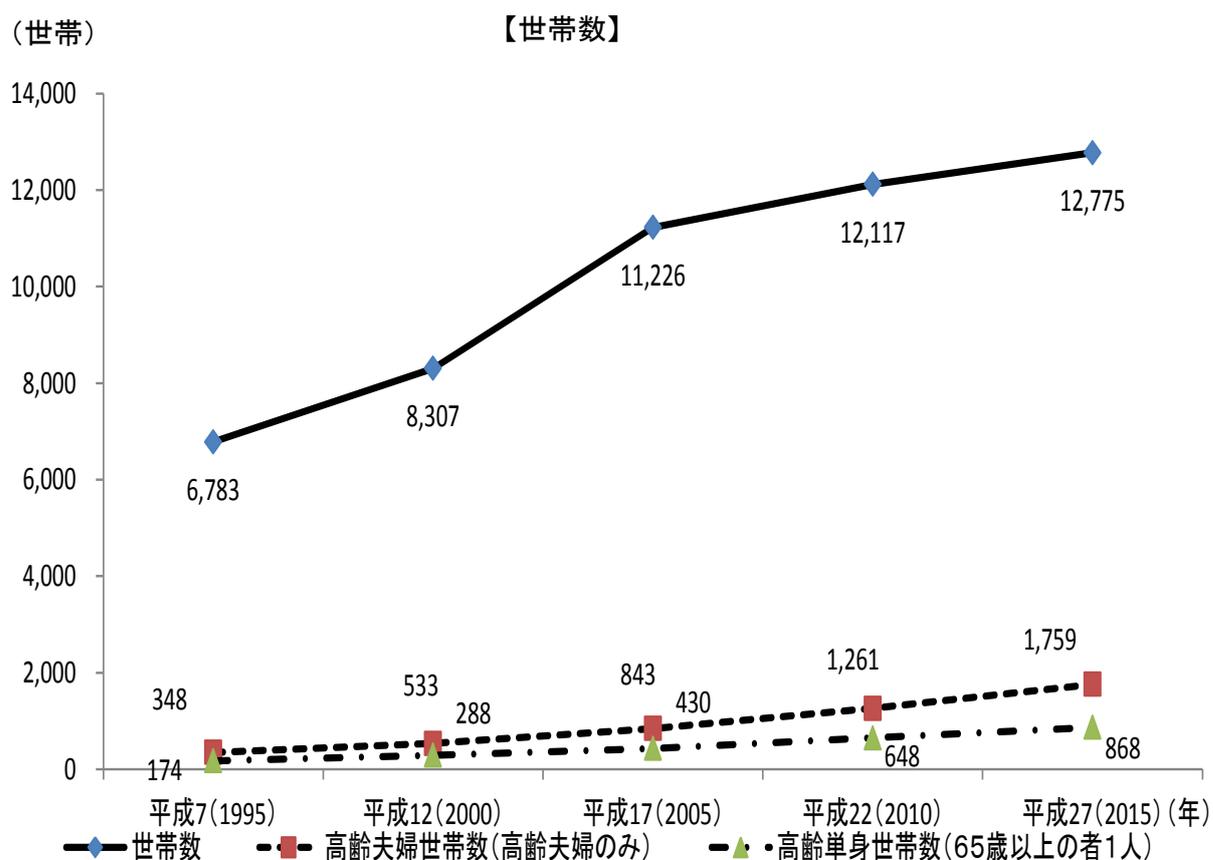
資料:住民基本台帳〔平成29(2017)年10月1日現在〕

(2) 世帯構造・認定者数

① 世帯構成

本町の世帯数は、平成7（1995）年 6,783 世帯から平成27（2015）年 12,775 世帯へと約2倍に増加しています。

そのうち、高齢夫婦世帯数（高齢夫婦のみ）は348世帯から1,759世帯へと約5倍に増加、高齢単身世帯数（65歳以上の者1人）も174世帯から868世帯へと約5倍に増加し、全体の20.6%が高齢者のみ世帯となっており、その割合は急増しています。



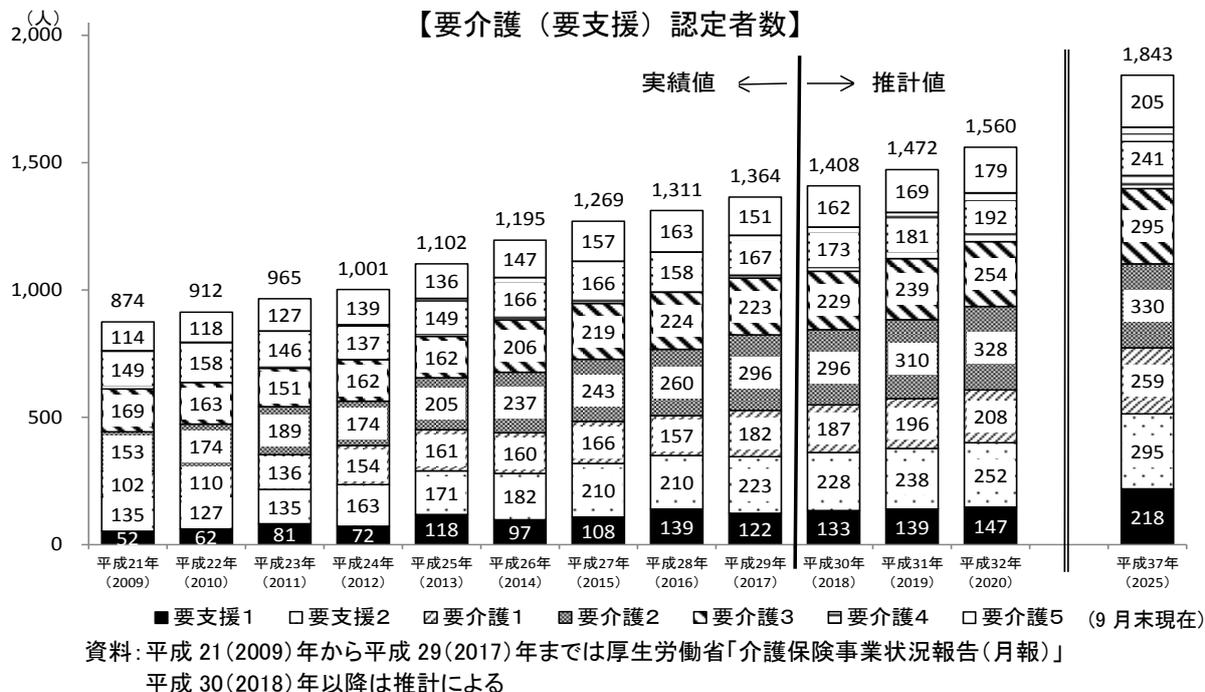
資料:国勢調査

② 要介護（要支援）認定者数

本町の認定者数は、平成 21（2009）年 874 人から平成 29（2017）年 1,364 人へと年々増加しています。

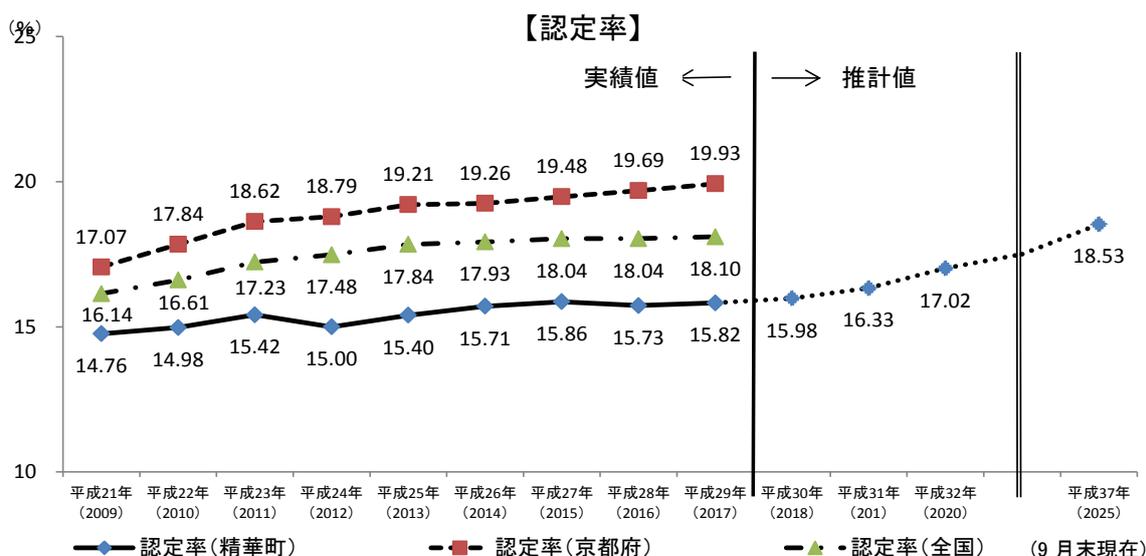
今後、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37（2025）年には急増することが見込まれています。

要介護度別の伸び率をみると、要支援 1 では 52 人から 122 人へと 2.35 倍に、要介護 1 では 102 人から 182 人へと 1.78 倍に増えています。



③ 要介護（要支援）認定率

本町の認定率は、全国・京都府と比べて低くなっていますが、平成 21（2009）年 14.76% から平成 29（2017）年 15.82%へと増加傾向を示しています。



(3) 介護保険サービスの利用状況

平成28(2016)年度の介護保険サービス実績値を見込量と比較すると、居宅療養管理指導、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防住宅改修、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設では見込量を上回っています。

【第6期介護保険事業計画の達成状況（一覧） サービス利用状況】

年度	平成26(2014)実績 a	平成27(2015)実績 b	平成28(2016)実績 c	平成28(2016)計画 見込量 d	達成状況等			
					c/b	c/d		
居宅サービス	訪問介護 (回数)	40,815	37,900	37,557	49,804			
	訪問入浴介護 (回数)	975	997	891	1,080	89.4%	82.5%	
	訪問看護 (回数)	15,543	17,845	10,068	14,219	56.4%	70.8%	
	訪問リハビリテーション (回数)	2,719	2,572	1,615	3,815	62.8%	42.3%	
	居宅療養管理指導 (人数)	1,907	2,133	2,300	2,040	107.8%	112.7%	
	通所介護 (回数)	35,000	36,910	33,894	48,384	91.8%	70.1%	
	通所リハビリテーション (回数)	7,900	8,954	9,638	10,308	107.6%	93.5%	
	通所サービス計 (回数)	42,900	45,864	43,532	58,692	94.9%	74.2%	
	短期入所生活介護 (日数)	8,570	8,467	8,929	10,476	105.5%	85.2%	
	短期入所療養介護 (日数)	643	436	533	1,138	122.2%	46.8%	
	短期入所計 (日数)	9,213	8,903	9,462	11,614	106.3%	81.5%	
	特定施設入居者生活介護 (日数)	10,481	11,570	13,524	14,600	116.9%	92.6%	
	福祉用具貸与 (人数)	4,123	4,542	4,413	5,076	97.2%	86.9%	
	特定福祉用具販売 (人数)	113	80	87	151	108.8%	57.6%	
	住宅改修 (人数)	82	84	87	134	103.6%	64.9%	
	居宅介護支援 (人数)	6,356	6,664	6,706	7,692	100.6%	87.2%	
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人数)	0	13	32	0	246.2%	—
		夜間対応型訪問介護 (回数)	0	0	0	0	—	—
		認知症対応型通所介護 (回数)	2,081	1,853	2,032	3,568	109.7%	57.0%
小規模多機能型居宅介護 (人数)		235	235	209	300	88.9%	69.7%	
認知症対応型共同生活介護 (日数)		4,605	4,121	3,791	4,380	92.0%	86.6%	
地域密着型特定施設入居者生活介護 (日数)		0	0	0	0	—	—	
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 (日数)		0	0	0	0	—	—	
複合型サービス (人数)		0	0	0	0	—	—	
地域密着型通所介護 (人数)		0	0	3,532	0	—	—	
介護予防サービス	介護予防訪問介護 (件数)	691	746	828	732	111.0%	113.1%	
	介護予防訪問入浴介護 (回数)	50	67	75	61	111.9%	122.5%	
	介護予防訪問看護 (回数)	1,917	1,869	1,349	2,185	72.2%	61.7%	
	介護予防訪問リハビリテーション (回数)	737	960	579	846	60.3%	68.4%	
	介護予防居宅療養管理指導 (人数)	89	115	140	156	121.7%	89.7%	
	介護予防通所介護 (件数)	963	901	1,144	1,056	127.0%	108.3%	
	介護予防通所リハビリテーション (件数)	333	496	637	480	128.4%	132.7%	
	介護予防通所サービス計 (件数)	1,296	1,397	1,781	1,536	127.5%	116.0%	
	介護予防短期入所生活介護 (日数)	57	61	48	230	78.7%	20.9%	
	介護予防短期入所療養介護 (日数)	2	0	19	0	—	—	
	介護予防短期入所計 (日数)	59	61	67	230	109.8%	29.1%	
	介護予防特定施設入居者生活介護 (日数)	612	1,307	1,572	1,095	120.3%	143.6%	
	介護予防福祉用具貸与 (人数)	917	1,219	1,437	828	117.9%	173.6%	
	介護予防特定福祉用具販売 (人数)	40	36	33	56	91.7%	58.9%	
	介護予防住宅改修 (人数)	32	50	61	45	122.0%	135.6%	
	介護予防支援 (人数)	2,328	2,603	2,905	2,928	111.6%	99.2%	
	施設サービス	介護予防認知症対応型通所介護 (回数)	66	9	16	0	177.8%	—
介護予防小規模多機能型居宅介護 (人数)		41	38	48	24	126.3%	200.0%	
介護予防認知症対応型共同生活介護 (日数)		0	0	0	0	—	—	
介護老人福祉施設 (日数)		44,645	52,810	54,887	44,895	103.9%	122.3%	
介護老人保健施設 (日数)	32,134	30,411	30,474	37,595	100.2%	81.1%		
介護療養型医療施設 (日数)	3,751	4,490	4,297	5,840	95.7%	73.6%		

資料：京都府「市町村介護保険事業計画進捗状況報告」

【第6期介護保険事業計画の達成状況（一覧） 給付費】

（単位：千円）

年度	平成26(2014)実績	平成27(2015)実績	平成28(2016)実績	平成28(2016)計画 見込量	達成状況等		
					a/b	c/d	
居宅サービス	訪問介護	130,033	126,862	122,829	154,435	96.8%	79.5%
	訪問入浴介護	9,334	11,763	10,946	12,292	93.0%	89.0%
	訪問看護	59,160	67,035	71,167	61,860	106.2%	115.0%
	訪問リハビリテーション	7,518	7,601	4,770	10,817	62.8%	44.1%
	居宅療養管理指導	144,488	14,701	15,904	15,887	108.2%	100.1%
	通所介護	309,588	310,361		407,794	0.0%	0.0%
	通所リハビリテーション	69,477	82,185	86,915	95,320	105.8%	91.2%
	通所サービス計	379,065	392,545	86,915	503,114	22.1%	17.3%
	短期入所生活介護	80,184	77,140	80,191	94,753	104.0%	84.6%
	短期入所療養介護	9,122	4,630	5,743	11,747	124.0%	48.9%
	短期入所計	89,306	81,770	85,933	106,500	105.1%	80.7%
	特定施設入居者生活介護	82,358	76,339	88,586	90,892	116.0%	97.5%
	福祉用具貸与	61,407	68,251	64,574	72,533	94.6%	89.0%
	特定福祉用具販売	4,962	2,139	2,453	4,288	114.7%	57.2%
	住宅改修	6,660	6,818	7,433	8,537	109.0%	87.1%
	居宅介護支援	88,398	92,308	91,473	100,038	99.1%	91.4%
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問	0	2,837	5,930	0	209.0%	—
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	—	—
	認知症対応型通所介護	33,821	23,558	25,649	36,754	108.9%	69.8%
	小規模多機能型居宅介護	53,068	51,900	44,882	63,370	86.5%	70.8%
	認知症対応型共同生活介護	33,221	35,664	32,967	36,772	92.4%	89.7%
	地域密着型特定施設入居者	0	0	0	0	—	—
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	—	—
	複合型サービス	0	0	0	0	—	—
地域密着型通所介護	0	0	30,168	0	—	—	
介護予防サービス	介護予防訪問介護	13,967	13,090	15,390	14,681	117.6%	104.8%
	介護予防訪問入浴介護	296	563	627	489	111.4%	128.3%
	介護予防訪問看護	6,135	6,926	7,248	8,548	104.6%	84.8%
	介護予防訪問リハビリテーション	1,719	2,735	1,645	2,497	60.2%	65.9%
	介護予防居宅療養管理指導	1,073	913	1,034	2,419	113.3%	42.8%
	介護予防通所介護	32,352	27,058	28,579	38,634	105.6%	74.0%
	介護予防通所リハビリテーション	14,105	16,171	19,792	16,632	122.4%	119.0%
	介護予防通所サービス計	46,457	43,229	48,371	55,266	111.9%	87.5%
	介護予防短期入所生活介護	1,156	397	350	1,633	88.1%	21.4%
	介護予防短期入所療養介護	0	0	183	0	—	—
	介護予防短期入所計	1,156	397	533	1,633	134.3%	32.7%
	介護予防特定施設入居者生活介護	3,825	3,291	4,528	4,773	137.6%	94.9%
	介護予防福祉用具貸与	6,352	8,277	9,952	6,909	120.2%	144.0%
	介護予防特定福祉用具販売	1,091	737	861	1,232	116.8%	69.9%
介護予防住宅改修	1,246	4,514	5,551	5,105	123.0%	108.7%	
介護予防支援	10,073	11,988	13,312	11,130	111.1%	119.6%	
施設サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	90	146	0	162.2%	—
	介護予防小規模多機能型居宅介護	1,528	1,517	3,273	2,126	215.7%	153.9%
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	—	—
	介護老人福祉施設	379,224	467,142	483,634	380,548	103.5%	127.1%
介護老人保健施設	313,781	279,699	282,678	319,634	101.1%	88.4%	
介護療養型医療施設	153,319	56,491	54,249	160,319	96.0%	33.8%	

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（平成28年度年報）」

(4) 高齢者の状況及び意向

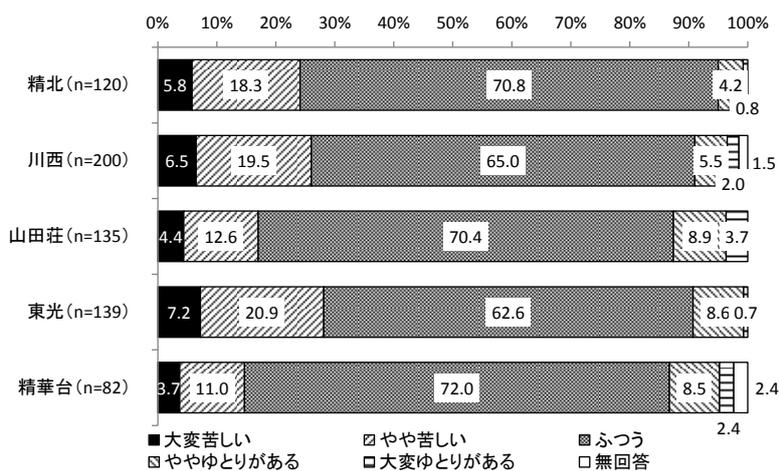
(①高齢者実態調査②サービス事業所ヒアリング調査③高齢者社会参加調査)

① 高齢者実態調査

調査目的	高齢者等の生活実態をはじめ、介護保険サービスや高齢者保健福祉サービスの利用状況、これらに対する今後のニーズ、健康づくりや生きがいづくりに関する意識等を的確に把握し、計画に反映させる基礎資料として活用すること
調査区分	1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 2) 在宅介護実態調査
調査対象者	1) 要介護認定を受けていない高齢者から1,000人を無作為に抽出 2) 主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方(550人)
調査期間	平成29(2017)年2月10日から平成29(2017)年2月24日まで
調査方法	郵送配布・郵送回収

1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

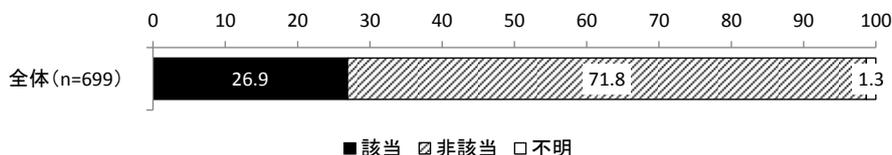
○経済状況(小学校別)



「苦しい」または「やや苦しい」と回答した割合は、東光が28.1%と最も高く、次いで川西(26.0%)、精北(24.1%)、山田荘(17.0%)、精華台(14.7%)の順となっています。

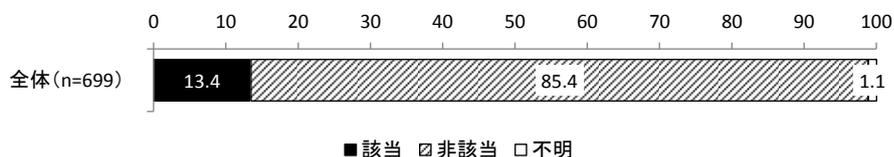
○転倒リスク

転倒リスクの該当は26.9%となっています。



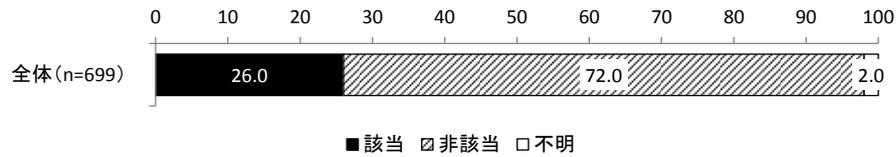
○閉じこもりリスク

閉じこもりリスクの該当は13.4%となっています。



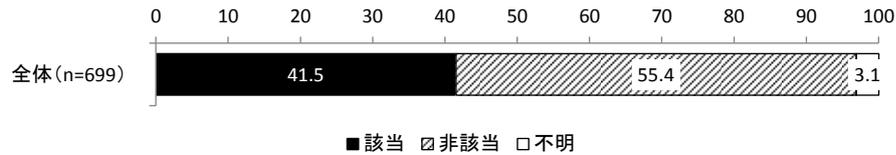
○咀嚼機能の低下

咀嚼機能の低下の該当は26.0%となっています。



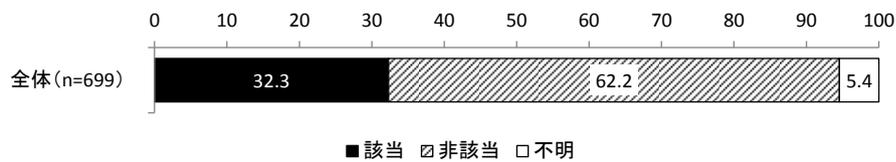
○認知機能の低下

認知機能の低下の該当は41.5%となっています。

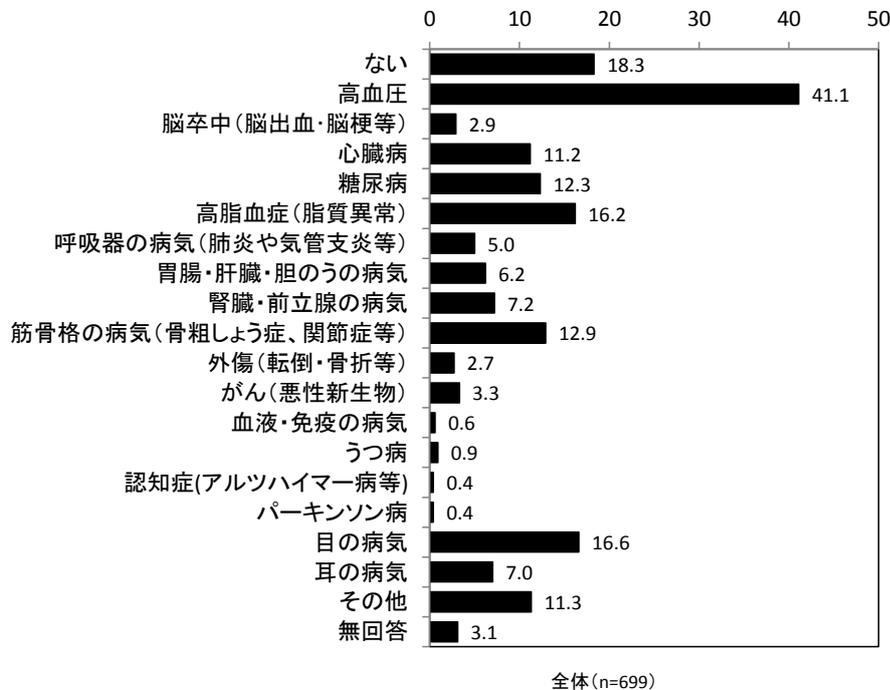


○うつ傾向

うつ傾向の該当は32.3%となっています。

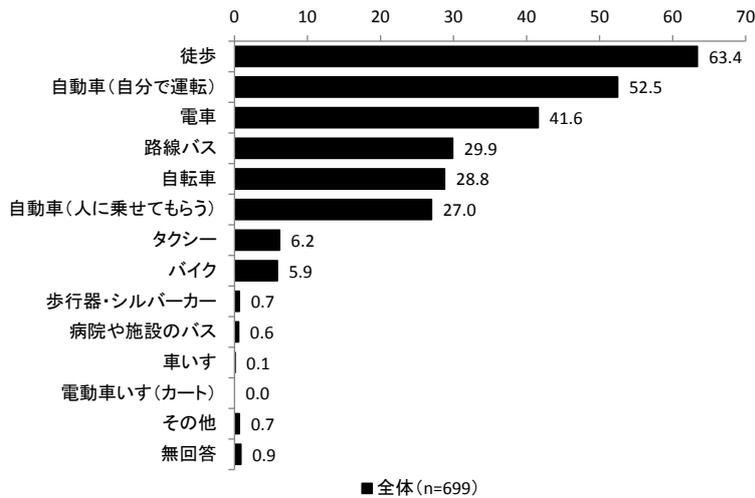


○現在治療中、または後遺症のある病気



「高血圧」が4割程度となっています。また、「ない」と回答した割合は2割程度です。

○外出する際の移動手段

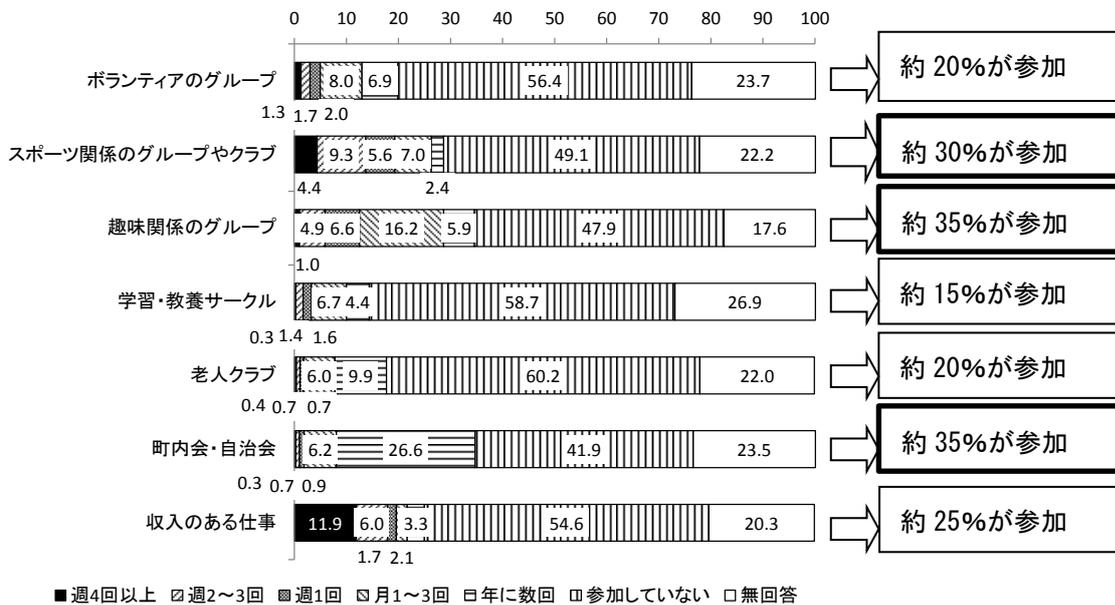


外出する際の移動手段については、「徒歩」と回答した割合が 63.4%と最も高く、次いで「自動車(自分で運転)」(52.5%)、「電車」(41.6%)となっています。

また、「路線バス」では地域により、回答率に差がみられました。

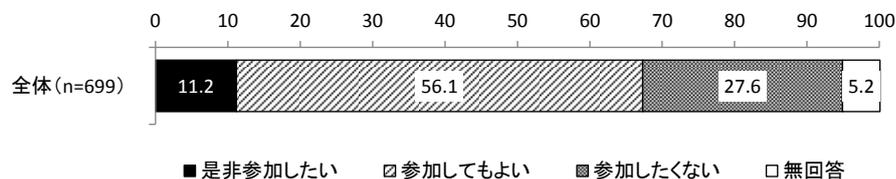
○各種地域活動の参加頻度

地域活動への参加は、4人に1人は「収入のある仕事」をしており、他に「町内会・自治会」「趣味関係のグループ」「スポーツ関係のグループやクラブ」が3割程度を占めています。



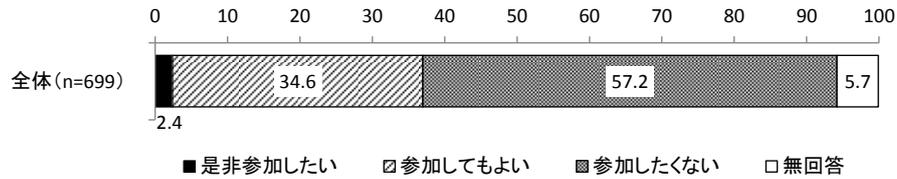
○地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向 (参加者として)

「是非参加したい」または「参加してもよい」と回答した割合が7割程度です。



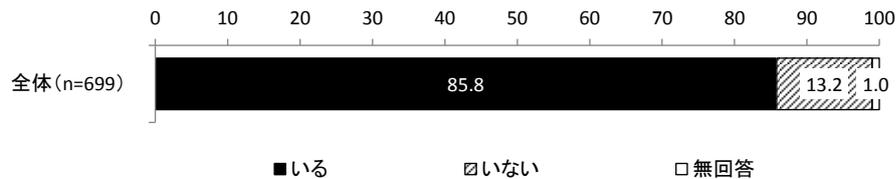
○地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向
(企画・運営として)

「是非参加したい」または「参加してもよい」と回答した割合が4割程度です。

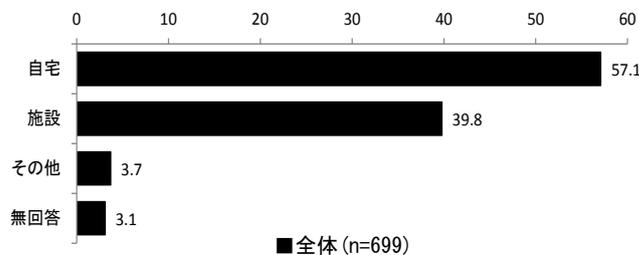


○かかりつけ医の有無

「いる」と回答した割合が8割以上となっています。



○介護を受けたい場所

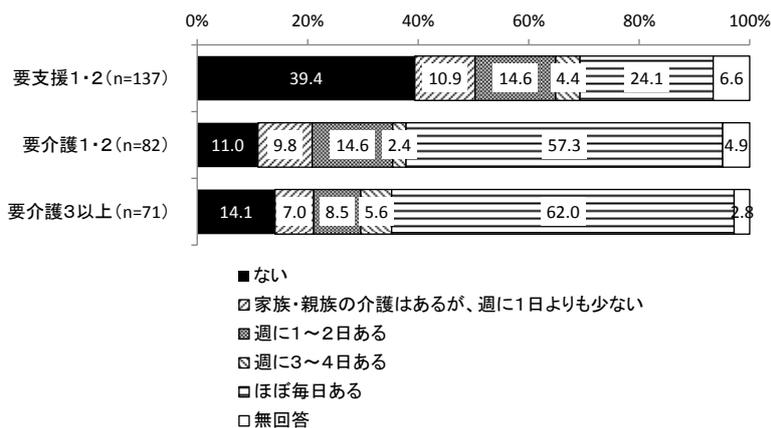


介護を受けたい場所については、「自宅」と回答した割合が57.1%と最も高く、次いで「施設」39.8%となっています。

2) 在宅介護実態調査

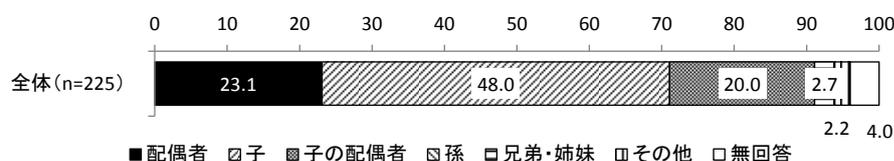
○ご家族やご親族からの介護は、週にどれくらいあるか

(同居していない子どもや親族等からの介護を含む) (要介護度別)



「ほぼ毎日ある」と回答した割合は介護度が高くなるにつれ高くなっており、要介護3以上では62.0%と最も高くなっています。

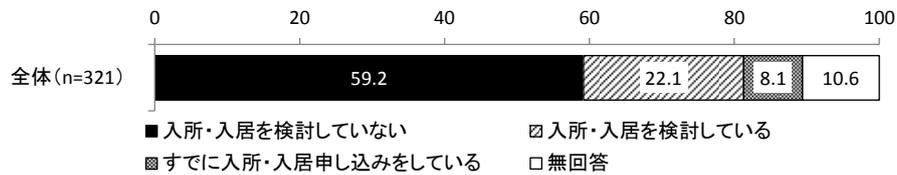
○主な介護者



「子」と回答した割合が48.0%と最も高く、次いで「配偶者」(23.1%)、「子の配偶者」(20.0%)の順となっています。

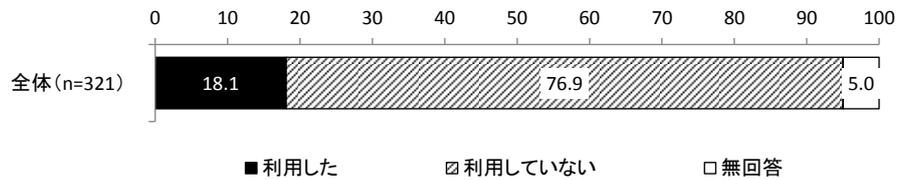
○現時点での、施設への入所・入居の検討状況

「入所・入居を検討していない」と回答した割合が 59.2%と最も高く、次いで「入所・入居を検討している」(22.1%)、「すでに入所・入居申し込みをしている」(8.1%)の順となっています。

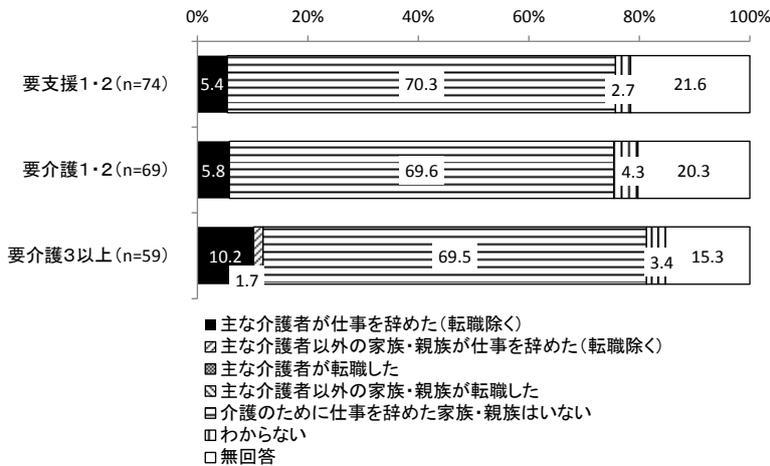


○訪問診療（往診）の利用

「利用した」と回答した割合が 18.1%、「利用していない」と回答した割合が 76.9%となっています。



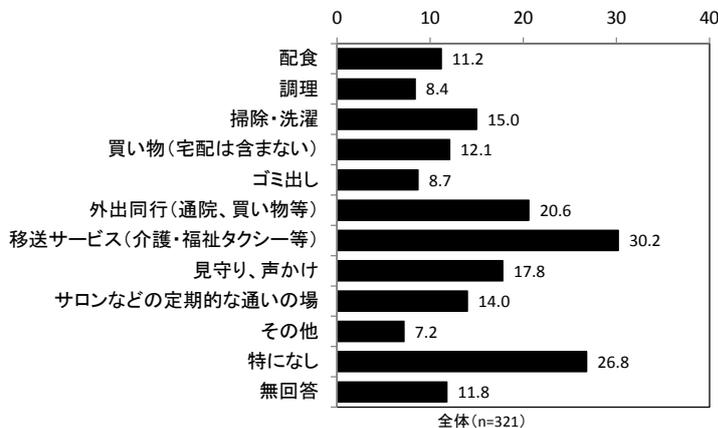
○ご家族やご親族の中で、ご本人（認定調査対象者）の介護を主な理由として、過去一年の間に仕事を辞めた方の有無（介護度別）



「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」と回答した割合は、要介護3以上では 10.2%と要支援1・2、要介護1・2と比べて高くなっています。

○今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

(現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む)

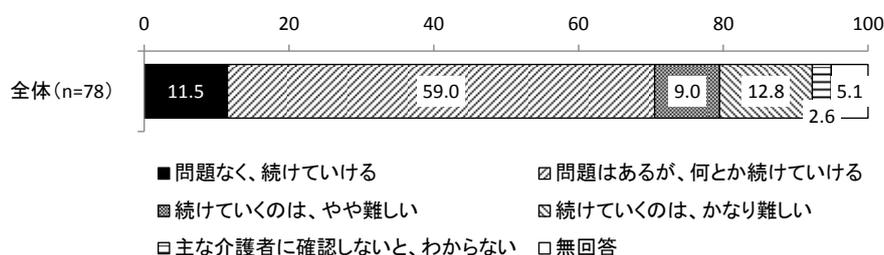


「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」と回答した割合が 30.2%と最も高く、次いで「外出同行(通院、買い物等)」(20.6%)、「見守り、声かけ」(17.8%)、「掃除・洗濯」(15.0%)の順となっています。

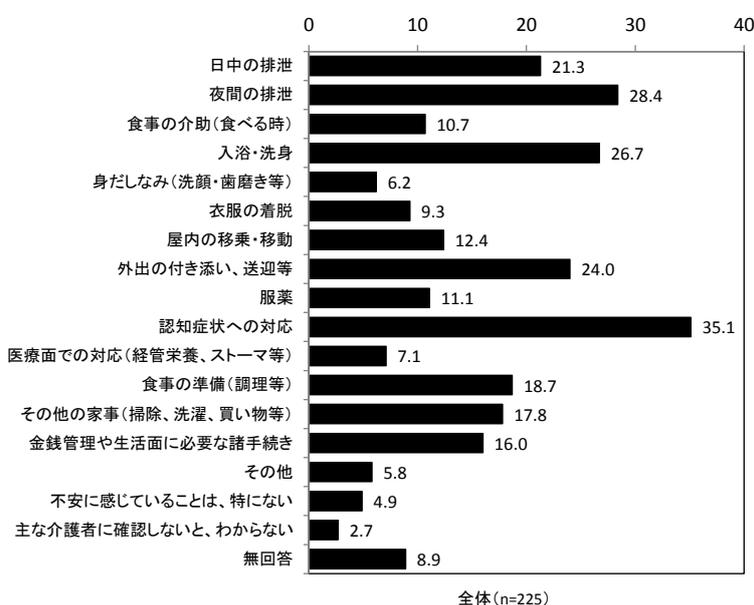
また、「特になし」は 26.8%となっています。

○主な介護者は、今後も働きながら介護を続けていけそうか

「問題はあるが、何とか続けていける」と回答した割合が 59.0%と最も高く、次いで「続けていくのは、かなり難しい」(12.8%)、「問題なく、続けていける」(11.5%)の順となっています。



○現在の生活を継続していくにあたって主な介護者の方が不安に感じる介護等について



「認知症状への対応」と回答した割合が 35.1%と最も高く、次いで「夜間の排泄」(28.4%)、「入浴・洗身」(26.7%)の順となっています。

② サービス事業所ヒアリング調査

調査目的	町内に位置する介護サービス事業所におけるサービス実施状況、サービスの質の向上に向けた取組状況、運営、職員の確保に関する事柄を定性的に把握すること
調査対象者	町内介護サービス事業所 13 事業所
調査期間	平成 29 (2017) 年 6 月 20 日・26 日・29 日
調査方法	ヒアリング法 (対面式)

○ヒアリング事業所のサービス拡充・参入の意向

今後のサービス提供の拡充、参入を考えているサービスとしては、下記があげられています。

- ・小規模多機能型居宅介護〔平成 29 (2017) 年度〕
- ・認知症対応型共同生活介護〔平成 29 (2017) 年度～〕
- ・通所介護
- ・訪問リハビリテーション
- ・訪問看護
- ・居宅介護事業所
- ・地域包括支援センター

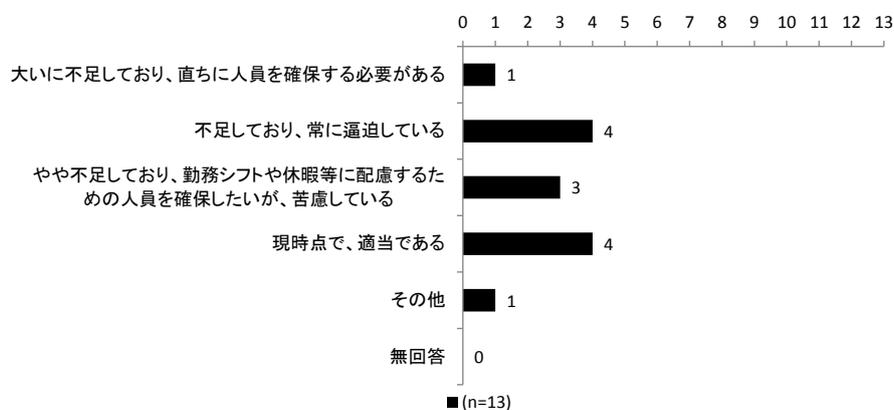
訪問介護の拡充・参入意向のある事業所はありませんでした。

人材確保が困難なことより、持続的なサービス提供体制の構築が課題となっています。

○職員の配置状況

「不足しており、常に逼迫している」「現時点で、適当である」と回答した事業所がともに 4 事業所と最も多く、次いで「やや不足しており、勤務シフトや休暇等に配慮するための人員を確保したいが、苦慮している」(3 事業所)、「大いに不足しており、直ちに人員を確保する必要がある」(1 事業所)となっています。

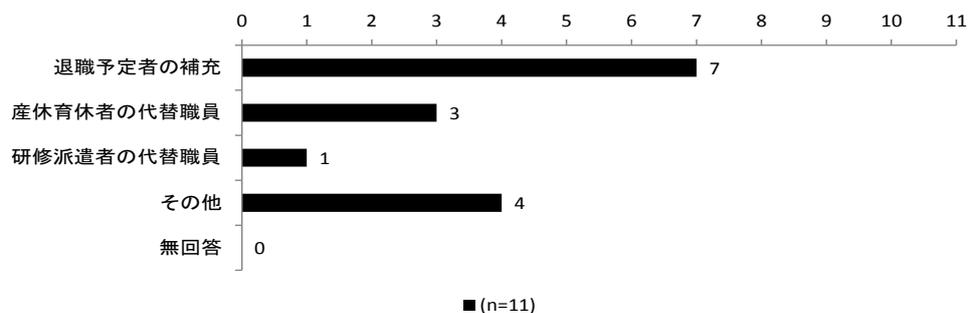
特に訪問介護事業所全てで、人材不足のため、現時点でサービス提供が困難と答えています。



○職員を確保するにあたって、苦慮していること

「はい」と回答した事業所が 11 事業所、「いいえ」と回答した事業所が 2 事業所となっています。

「はい」と回答した 11 事業所については、「退職予定者の補充」と回答した割合が 7 事業所と最も多く、次いで「その他」（4 事業所）、「産休育休者の代替職員」（3 事業所）、「研修派遣者の代替職員」（1 事業所）の順となっています。その他の意見としては、親の介護、離職、所得制限、送迎職員、すべての代替職員等の意見があげられています。



③ 高齢者社会参加調査

調査目的	町内で活動する高齢者ふれあいサロン・各種団体・事業における高齢者の参加・活動状況や課題等を把握すること
調査対象者	1) 高齢者ふれあいサロン 33 サロン (うち 26 サロンが回答) NPO 法人除く (※79 頁から 81 頁参照) 2) 公益社団法人精華町シルバー人材センター 3) 各種ボランティア等の団体 11 団体 4) 老人クラブ連合会 27 団体 5) 生涯学習、趣味、運動関連事業 7 事業
調査期間	平成 29 (2017) 年 7 月
調査方法	郵送配布・郵送回収

1) 高齢者ふれあいサロン

○年齢構成

ボランティア数は合計 285 人、参加者数は合計 685 人となっています。

ボランティアでは、性別では男性 17.2%・女性 82.8%、年齢別では 64 歳以下 27.4%・65～74 歳 62.8%・75 歳以上 9.8%と、女性の前期高齢者の占める割合が高くなっています。

参加者では、性別では男性 21.9%・女性 78.1%、年齢別では 64 歳以下 2.9%・65～74 歳 16.2%・75 歳以上 80.9%と、女性の後期高齢者の占める割合が高くなっています。

	ボランティア							
	～64		65～74		75～		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
人数	11	67	29	150	9	19	49	236
割合(%)	14.1	85.9	16.2	83.8	32.1	67.9	17.2	82.8
計	78		179		28		285	
割合(%)	27.4		62.8		9.8		100.0	

	参加者							
	～64		65～74		75～		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
人数	6	14	41	70	103	451	150	535
割合(%)	30.0	70.0	36.9	63.1	18.6	81.4	21.9	78.1
計	20		111		554		685	
割合(%)	2.9		16.2		80.9		100.0	

○困っていること

「担い手の確保」「要支援者の対応」をあげられています。

2) 公益社団法人精華町シルバー人材センター

○登録者数

登録者数は合計 321 人であり、性別では男性 76.3%・女性 23.7%、年齢別では 64 歳以下 4.4%・65～74 歳 65.1%・75 歳以上が 30.5%と、男性の前期高齢者の占める割合が高くなっています。

また、平成 21 (2009) 年度をピークに減少傾向で、入会者の確保に苦慮しています。

	登録者							
	～64		65～74		75～		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
人数	8	6	162	47	75	23	245	76
割合(%)	57.1	42.9	77.5	22.5	76.5	23.5	76.3	23.7
計	14		209		98		321	
割合(%)	4.4		65.1		30.5		100.0	

○困っていること

「登録者の減少」「担い手の育成」「担い手の確保」「事故のリスク対応」をあげられています。

3) 各種ボランティア等の団体

○団体構成

ボランティア数は合計 2,965 人 (延べ人数) となっています。

年齢階級別の把握が可能な団体のボランティア数では、64 歳以下 403 人 (男性 46 人、女性 357 人)・65～74 歳 438 人 (男性 107 人、女性 331 人)・75 歳以上 143 人 (男性 50 人、女性 93 人) となっている。また、性別ではおおよそ男性 20.6%、女性 79.4%と、女性のボランティアが多いことがわかります。

ボランティア団体名	団体数	ボランティア数(人)						計(延数)	備考
		～64		65～74		75～			
		男	女	男	女	男	女		
精華町スクールヘルパー		-	-	-	-	-	-	490	1割程度が高齢者
精華町食生活改善推進員協議会	1	0	15	0	17	0	5	37	
クリーンパートナー	22	-	-	-	-	-	-	1,491	
せいかITサポーター ゆう	1	4	4	13	5	8	1	35	
ボランティアセンター	22	20	150	40	212	16	59	497	
小地域福祉委員会	20	-	-	-	-	-	-	-	
ふれあいサポート事業	1	2	22	1	10	1		36	
おはなしの小箱	1	0	3	0	9	0	2	14	
学校支援ボランティア		13	143	32	19	12	5	224	
健康づくりプロジェクト	6	6	18	15	41	11	15	106	
介護予防サポーター	1	1	2	6	18	2	6	35	
計		46	357	107	331	50	93	2,965	
		403		581					

4) 老人クラブ連合会

○27 団体の会員数

会員数は合計 2,170 人となっています。性別では、男性 1,004 人・女性 1,166 人、年齢別では、65～74 歳 726 人・75 歳以上 1,444 人と後期高齢者の会員が多いことがわかります。

	会員					
	65～74		75～		計	
	男	女	男	女	男	女
人数	360	366	644	800	1,004	1,166
割合(%)	49.6	50.4	44.6	55.4	46.3	53.7
計	726		1,444		2,170	
割合(%)	33.5		66.5		100.0	

○困っていること

「会員数の減少」「担い手の確保」をあげられています。

5) 生涯学習、趣味、運動関連事業

○事業の受講・参加者数

参加者・受講者数は合計 3,189 人（延べ人数）です。性・年齢別では、64 歳以下 1,972 人（男性 1,197 人、女性 775 人）・65 歳以上 1,217 人（65～74 歳男性 348 人、65～74 歳女性 390 人、75 歳以上男性 304 人、75 歳以上女性 175 人）となっています。また、性別ではおおよそ男性 58.0%、女性 42.0%と、男性の参加者・受講者が多いことがわかります。

事業名	事業数	参加者・受講者(平成28年度)						計(延数)	備考
		～64		65～74		75～			
		男	女	男	女	男	女		
せいかまちづくり塾	1	8	4	13	3	0	0	28	平成26～平成28年度受講者
スポーツサークル	110	1,171	664	256	168	274	119	2,652	
精華寿大学	1	2	7	25	37	11	22	104	
精華町人権センター主催各種教室	4教室	2	21	2	24	0	2	51	延902人
シニアスクール	15講座	8	52	30	110	12	23	235	
体協:シニア向けスポーツ教室	2教室	0	7	6	23	1	6	43	
精華町歩こう会	3回	6	20	16	25	6	3	76	
計		1,197	775	348	390	304	175	3,189	
		1,972		1,217					

◆課題◆

調査結果より、「担い手の育成」「担い手の確保」が各種団体の課題として、あげられています。

団塊世代や元気な高齢者は、「地域の担い手」として支援が必要な高齢者をサポートすることや高齢者自身が「生涯現役」を目指して、社会参加活動を行うことが重要となります。

(5) 健康づくりサービス

① 健康診査

生活習慣病の予防を目的に、特定健診・特定保健指導、後期高齢者健診を実施しています。

健康診査によって、高齢者やその前段階の年齢の健康増進や介護予防を積極的に進め、高齢者の健康寿命の延伸と介護予防ができるよう取り組んでいます。特定健診、後期高齢者健診の受診率は、横ばいです。

がんの早期発見・早期診療を図るために、各種がん検診を実施しています。がん検診の受診率は、横ばいです。

○特定健診等

年度		平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)
特定健診 (国保)	対象者(人)	5,159	5,301	5,339	5,304	5,239
	受診者数(人)	1,815	1,982	2,107	2,124	2,028
	受診率(%)	35.2	37.4	39.5	40.0	38.7
特定保健指導 (国保)	対象者(人)	188	218	197	222	203
	受診者数(人)	28	23	25	22	43
	受診率(%)	14.9	10.6	12.7	9.9	21.2

資料: 厚生労働省「特定健診・特定保健指導法定報告」

年度		平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)
健診 (後期高齢)	対象者(人)	2,775	2,922	2,975	3,152	3,323
	受診者数(人)	597	638	714	762	827
	受診率(%)	21.5	21.8	24.0	24.2	24.9
健診 (生保)	対象者(人)	178	198	200	225	203
	受診者数(人)	8	13	13	12	14
	受診率(%)	4.5	6.6	6.5	5.3	6.9

資料: 精華町健康推進課集計表

○がん検診

年度		平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)
胃がん検診	対象者(人)	9,236	9,681	10,070	10,371	10,606
	受診者数(人)	1,376	1,463	1,455	1,544	1,713
	受診率(%)	14.9	15.1	14.4	14.9	16.2
子宮がん検診	対象者(人)	8,144	8,309	8,506	8,606	8,704
	受診者数(人)	1,903	1,919	2,004	2,034	2,111
	受診率(%)	23.4	23.1	23.6	23.6	24.3
乳がん検診	対象者(人)	6,300	6,561	6,809	6,965	7,109
	受診者数(人)	1,207	1,151	1,164	1,217	1,265
	受診率(%)	38.3	35.1	34.2	34.9	35.6
肺がん検診	対象者(人)	9,236	9,681	10,070	10,371	10,606
	受診者数(人)	1,830	1,908	1,922	2,168	2,477
	受診率(%)	19.8	19.7	19.1	20.9	23.4
大腸がん検診	対象者(人)	9,236	9,681	10,070	10,371	10,606
	受診者数(人)	2,512	2,410	2,630	2,831	2,830
	受診率(%)	27.2	24.9	26.1	27.3	26.7
前立腺がん検診	対象者(人)	2,668	2,837	2,837	3,116	3,208
	受診者数(人)	699	739	719	791	902
	受診率(%)	26.2	26.0	25.3	25.4	28.1

資料: 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

② 健康教育

生活習慣病予防教室や地域住民を対象とした健康教室を実施しています。

○健康教室

年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)
実施回数(回)	16	7	14	26	22
延べ参加人数(人)	522	59	211	182	227

資料:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

③ 健康相談

医師・保健師・管理栄養士による健康相談を健診の結果説明会や健康教育に合わせ実施しています。

○健康相談

年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)
実施回数(回)	24	25	28	34	37
延べ参加人数(人)	1,427	542	738	635	657

資料:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

④ 予防接種

高齢者のインフルエンザ予防のため、インフルエンザワクチンの接種に対し、公費負担を行っています。

○インフルエンザ

年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)
対象者数(人)	6,313	6,447	7,551	7,943	8,414
接種者数(人)	3,511	3,717	4,103	4,127	4,328
接種率(%)	55.6	57.7	54.3	52.0	51.4

資料:精華町町勢要覧資料編「統計で見るせい」

高齢者の肺炎予防のため、肺炎球菌ワクチンの接種に対し、公費負担を行っています。

○肺炎球菌

年度	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)
対象者数(人)	1,792	1,773	1,939
接種者数(人)	1,005	865	1,056
接種率(%)	56.1	48.8	54.5

資料:精華町健康推進課集計表

(6) 高齢者の医療状況

① 医療費について

国民健康保険加入の前期高齢者（65歳から74歳）、後期高齢者の（75歳以上）の被保険者数は、年々増加しており、今後、医療費の増加が見込まれます。ジェネリック医薬品の推奨や疾病の重症化予防への取り組みが重要です。

○国保（65歳から74歳：前期高齢者）の医療費

年度	(入院・入院外のみ)				
	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)
被保険者数(人)	2,830	3,032	3,299	3,450	3,551
診療費計(円)※	1,088,557,420	1,137,040,810	1,260,127,940	1,036,650,060	1,053,431,140
一人当たり医療費(円)	384,649	375,013	381,973	300,478	296,658
増減(円)		▲ 9,636	6,959	▲ 81,494	▲ 3,821

資料：精華町国保医療課集計

○後期高齢者（75歳以上）の医療費

年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)
被保険者数(人)	2,829	2,956	3,087	3,262
一人当たり医療費(円)	897,654	936,241	977,425	1,009,893
増減(円)		38,587	41,184	32,468

資料：京都府後期高齢者医療広域連合「後期高齢者医療概況」

② 在宅医療の需要と対策について

1) 在宅医療等の必要量の推計

山城南圏域での在宅医療等の必要量の推移は、平成25（2013）年度 820 人/日から平成37（2025）年度には、1,366 人/日に増加し、約1.6倍になると推計されています（地域医療構想策定のための将来の医療需要推計データより<厚生労働省提供>）

※在宅医療等の必要量とは、居宅・介護施設等（病院・診療所除く）で提供される医療の必要量

2) 対策

○高齢化により増大する医療需要に対応するためには、京都府と協力し在宅等における医療提供体制について、自宅等への訪問診療、訪問看護等と併せ、施設における医療提供の充実も考慮し、病床の機能強化及び連携により在宅医療等の充実を支援する必要があります。

○在宅医療等の拡充については、山城南圏域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体等との協働のもと、医療・介護の人材確保、多職種連携、病院の機能強化と連携の推進、在宅療養あんしん病院の充実と診療所との連携強化等の「在宅医療・介護連携推進事業」の推進と認知症、看取り対策等の充実が必要です。

第3章：基本理念と計画の目標

(1) 基本理念

精華町の高齢福祉に係る基本理念「高齢者が安心して生き生きと自立して暮らせるまちをめざす」を次のキャッチフレーズで示します。

**いくつになっても にっこり笑顔
仲間とともに 元気に暮らせる 精華町**

(2) 計画の目標

基本理念のもと、地域包括ケアシステムが構築されたまちの姿として、この計画の目標を2つ設定します。

いくつになっても元気に暮らせる！

誰もが自分らしく高齢期を楽しめるまち

人生を通じて培ってきた知識や経験、技術を生かして、自分らしく活躍し、元気に暮らせるまちをめざします。

いくつになっても仲間とともに！

介護等が必要になったときの安心があるまち

家族や近所の人、友人、子どもから高齢の人まで、仲間とともによろこびあい、支えあって、住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らせるまちをめざします。

第4章：精華町の高齢福祉施策

■施策体系

施策の柱

施策領域と施策目標

その人らしい 高齢期の暮らしと活動を応援する施策	① 健康づくり・介護予防の充実 【施策目標】 住民が「自分の健康は自分でつくる」という意識を持って、健康づくりや介護予防に取り組んでいる。
	② 高齢期の社会参画機会の拡充 【施策目標】 高齢の人が、いきいきと社会参画している。
	③ 地域福祉の充実 【施策目標】 地域福祉の活動に住民が積極的に参画している。
	④ 権利擁護対策等の推進 【施策目標】 高齢の人の生命、財産、生活に係る権利が守られている。
	⑤ 生活支援体制等の充実 【施策目標】 多様な主体が住民の生活支援に携わっている。
	⑥ やさしいまちづくりの推進 【施策目標】 安心して生活できるユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいる。
介護等が必要になったときの安心をつくる施策	① 在宅医療・介護連携の推進 【施策目標】 安心して介護サービスが利用でき、その人らしい最期を迎えることができるまちとなっている。
	② 地域包括支援センターの運営強化 【施策目標】 地域包括支援センターが十分に、住民の介護予防や日々の暮らしをさまざまな側面からサポートしている。
	③ 認知症対策の充実 【施策目標】 認知症についての地域の理解が進んでいる。
	④ 家族介護支援の推進 【施策目標】 介護が必要な人とともに暮らす家族が、安心して介護をすることができる。
	⑤ 介護保険事業の適正運営 【施策目標】 介護保険事業が適正に運営され、住民が安心して介護保険サービスを利用できる。
	⑥ 介護人材の確保 【施策目標】 介護人材確保のための啓発及び人材育成支援がされている。

(1) その人らしい高齢期の暮らしと活動を応援する施策

① 健康づくり・介護予防の充実

住民参加による健康づくり運動を進め、生活習慣病の予防と介護予防を推進します。

また、寝たきり等の要介護状態になったり、要介護状態のさらなる進行をできるだけ防ぐため、保健・医療・福祉の連携のもとで個別の状況に応じた適切な介護予防事業・サービス、リハビリテーションの提供体制をつくることで重度化防止に努めます。

施策	概要
健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 「精華町健康増進計画」や「せいか365」(注1)に基づき、健康づくりや生活習慣病予防、介護予防を推進し、健康寿命の延伸をめざします。
介護予防の充実	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいサロン等住民主体の活動の機会にあわせ、介護予防等の普及を行うとともに、介護予防活動の担い手の育成等の支援を行います。 総合事業の充実を目指し、生活支援コーディネーター(注2)を中心に地域の住民、民間企業、行政で居場所、生活支援、見守りの創出に取り組んでいきます。 健康づくり・介護予防サポーター(注3)を中心に、住民主体での体操の居場所の普及啓発に取り組みます。
介護予防ケアマネジメントの提供体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者に対する適切な介護予防ケアマネジメントの提供により、要支援状態からの自立促進・重度化の予防に取り組みます。
リハビリテーション提供体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のために、発症早期(急性期)と回復期・維持期のリハビリテーションの提供体制の強化に取り組みます。

せいか365 (注1)



～健康づくり運動を町全体へ～

精華町のみんなが笑顔でつながり

みんなが支えあい みんなが元気になり

健やかで元気に満ちた地域づくりを目指した運動です。

生活支援コーディネーター (注2)

第1層生活支援コーディネーターは、町全域を対象、第2層生活支援コーディネーターは、日常生活圏域を対象とし、地域ニーズの把握、担い手の発掘、育成、地域資源の開発やそのネットワークを図ります。

健康づくり・介護予防サポーター 「すてき65メイト」(注3)



地域で健康づくりの啓発や活動を行うサポーターです。

「住民主体の体操の居場所づくり」や「体力測定」を行います。

② 高齢期の社会参画機会の拡充

高齢期を迎えた後も、誰もが人生を通じて培った自らの経験や知識、知恵を生かして、地域社会の中でますます活躍していけるよう、様々な場と機会を整備します。

施策	概要
働く場と機会づくりの促進	<ul style="list-style-type: none">・シルバー人材センター等の活動と協調しながら、働く場や社会参加等の機会づくりを促進します。・町内に立地している企業や雇用主に対して、国や京都府、関係機関等による高齢者の雇用に関する支援策等について情報提供を行います。
趣味・社会貢献活動等の促進	<ul style="list-style-type: none">・老人クラブ等の活動を支援します。・趣味活動や自主活動サークル等への参加を促すために、情報提供や場、機会づくりを行います。・精華町社会福祉協議会と連携し、ボランティアやNPO法人の活動等を支援します。・精華寿大学（注）等生涯学習施策等との連携のもとで、生涯学習・スポーツ等に親しめるよう図ります。・高齢者が働いているときから地域の社会活動を知る機会を得るため、先進事例を参考に、団塊の世代が興味を持つことができる講座の開発を進めます。

精華寿大学

精華町教育委員会生涯学習課が実施している、町内在住で60歳以上の人を対象にした講座。講演や見学会等を年間に7回程度開催。熱中症対策、健康体操等、日常生活で役立つテーマを積極的に扱っています。6回以上出席した人には寿大学の修了証を渡しています。



③ 地域福祉の充実

「第2次精華町地域福祉計画」に基づき、地域福祉活動への住民参加をさらに進め、地域福祉の充実したまちづくりを進めます。

施策	概要
高齢期に関する住民の相互理解の向上	・世代間交流、同世代交流を促進し、「高齢期」と「加齢に伴う生活のしづらさ」等について相互理解を深めます。
高齢福祉ボランティアの養成・確保	・精華町社会福祉協議会に設置されたボランティアセンターを拠点として、地域の高齢福祉ボランティアの養成・確保を図るとともに、ボランティア活動に係る情報発信、交流等を行います。
身近な居場所・活動拠点づくりの促進	・高齢の人だけでなく、障害のある人とその家族、介助・介護者等の様々な生活のしづらさがある人が地域で孤立することのないよう、身近な居場所づくりを進めます。 ・身近な民家の活用、小中学校の空き教室活用により、常設型の身近な居場所の開設を支援します。
地域生活での安心サポートの充実	・緊急通報装置の設置や「命のバトン」(注1)等の緊急連絡時の体制整備に取り組みます。 ・絆ネットコーディネーター(注2)、民生委員・児童委員の活動や地域住民、まちの福祉サポート店(注3)との連携を図り、昼間独居を含む高齢者のみの世帯等への地域の見守り活動等を促進します。 ・避難行動要支援者の支援を充実させます。
生活安全に係る普及啓発	・交通安全、防犯・防災や特殊詐欺被害防止等について、関係機関・団体と連携し、高齢の人を中心とした地域住民への知識普及や意識啓発を行います。

命のバトン(注1)

高齢で一人暮らしの人等が、かかりつけ医・服薬内容・緊急連絡先等救急措置に必要な情報を容器(救急医療情報キッド)に収め、冷蔵庫に保管しておき、急病等で救急車の救急措置を受ける際、その情報を活用し救命活動を行えるシステムです。



絆ネットコーディネーター(注2)

高齢者、障害のある人、児童、生活支援や見守り等の配慮を要する人と、地域で活動している各種団体とをつなぎ、地域の課題を横断的に調整する役割を担っています。一般的に、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)といえます。

まちの福祉サポート店(注3)

高齢や障害、認知症等の理由により買い物等の日常生活にお困りの方を支援し、その生活を守るために、商店や事業所等を「まちの福祉サポート店」として登録しています。

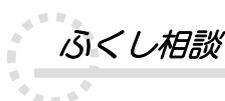


まちの福祉サポート店の目印

④ 権利擁護対策等の推進

いくつになっても、その人の基本的人権が損なわれないよう、高齢者虐待の予防と対策、成年後見制度の利用等、権利擁護対策の充実を図ります。

施策	概要
高齢者虐待の予防と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待の未然防止、早期発見につながるよう虐待に関する知識の普及に努めるとともに、虐待対策ネットワークを構築し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。 ・虐待の対応にあたっては、虐待の被害者、加害者双方の心身のケアにあたりながら、家族の生活環境全体へのアプローチを行います。
成年後見制度等の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の審判申立制度（町長申立て）や利用支援事業（助成制度）、社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の周知と利用促進を図り、権利擁護に努めます。 ・市民後見人の育成・確保について関係機関とともに進めます。 ・身近に相談できる窓口の啓発を図ります。 ・「ふくし相談」（注）として月2回相談窓口を開設します。
消費者被害の予防と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員や老人クラブ等の関係機関・団体との連携を図りながら啓発、注意喚起を行います。 ・消費者被害を受けた人を救済するために、消費生活センターでの相談や警察等との連携をしながら、消費者問題の解決や被害の拡大防止に努めます。



ひとりで抱えこまず相談してみませんか？

社 協

ふ く し 相 談

どこに相談したらよいかわからない時、誰かに話したいけど話にくい時に安心して相談できる場所が「社協ふくし相談」です。
 精華町社協が福祉の困りごとや介護相談、生活相談などを月2回下記の場所で開催します。
 また、同時に「京都やましろ相談センター」が相談相談を実施されています。
 相談はすべて無料で秘密厳守します。

介護のこと、相続のこと、家族のこと、心の悩み、引きこもり、DVなど、子育てのこと、生活のこと

相談員は・・・
 弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、ケアマネジャー、税理士、行政書士、社会保険労務士、宅地建物取引士、ファイナンシャルプランナー、臨床心理士 など

※相談は、上記の中から当番制（交代）で対応しています。

相談場所	せいかガーデンシティ 2階 イマージュサロン	精華町地域福祉センター かしのき苑
日 時	毎月第2火曜日 午後1時～午後4時	毎月第4金曜日 午後1時～午後4時
住 所	精華町祝園西一丁目9-46	精華町南福八妻砂留22-1

※相談日が祝日の場合は、日程を変更することがあります。
 毎月第4金曜日は、セラピストによる心の悩み相談もあります。
 お気軽にお越しください！

お問い合わせは
精華町社会福祉協議会 地域福祉課
 0774-94-4573

⑤ 生活支援体制等の充実

生活支援コーディネーターとの連携や協議体（話しあいの場）の設置等により、担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進します。

施策	概要
介護予防・生活支援サービス事業の充実	
訪問型サービス	<ul style="list-style-type: none"> 要支援1・2の認定を受けた方や事業対象者が自立した生活をするために、訪問介護員やボランティア等が、掃除、洗濯、買い物等の生活支援を行います。
通所型サービス	<ul style="list-style-type: none"> 通所介護施設やNPO法人・住民団体による介護予防の居場所の取り組みやアクティブ・プラス（短期集中介護予防サービス）に取り組みます。
一般介護予防事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> シニアのための健康づくり講座や体操による居場所づくり支援に取り組みます。 地域の居場所づくりや介護予防活動を行う健康づくり・介護予防サポーター（すてき65メイト）を養成します。
生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 住民主体の活動、地縁組織、シルバー人材センター、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間企業等の多様な主体による様々な生活支援サービスの提供体制を促進します。 互助を基本とした生活支援サービスの充実に向け、生活支援コーディネーターや協議体等を設置し、多様な生活支援の取り組みについて検討します。 地域団体による総合事業や地域共生社会の考え方等、共助による福祉環境の充実が求められる中、高齢者自身も福祉の担い手として活躍できる環境整備を進めます。

⑥ やさしいまちづくりの推進

高齢になっても安心して生活できるよう、住宅のバリアフリー化等の高齢期に対応した住まいづくりを促進するとともに、公共公益的施設のバリアフリー化、道路・公園の整備、移動の円滑化等の福祉のまちづくりを推進します。

施策	概要
高齢期に対応した住まいづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> 住宅のバリアフリー化や高齢の人を対象とした住宅等に関する情報提供を行い、高齢になっても安心して住める住宅整備を行います。
移動のしやすさの確保	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関やボランティア等と連携し、外出支援の充実に努めます。 コミュニティバス「精華くるりんバス」の継続、利用者を増やすことに努めます。
公共公益的施設のバリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設、道路、公園等の整備にあたっては、「京都府福祉のまちづくり条例」「精華町やさしいまちづくり指針」に基づき、ユニバーサルデザインの考え方等を踏まえた設計とします。

(2) 介護等が必要になったときの安心をつくる施策

① 在宅医療・介護連携の推進

介護や医療が必要となった時でも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・福祉の一層の連携を進めるとともに、地域包括支援センター、生活支援サービスや介護サービス、在宅医療等を充実させます。

看取りに対する住民意識の醸成を図るとともに、近隣自治体や京都府等との連携・協力により、在宅医療・介護の連携、緩和ケアの充実等を図り、住み慣れた環境でできるだけ長く過ごせるよう、その人らしい最期を迎えられるよう取り組みを進めます。

施策	概要
居宅サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">事業者間での適切な競争と有効な連携により、サービスの確保と質の向上を図ります。訪問介護事業所の新規参入を図ります。
介護保険施設サービス等の確保・活用	<ul style="list-style-type: none">介護予防サービスや居住サービス、地域福祉の取り組みとの連携のもとで施設サービスの最大活用を図ります。
地域密着型サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">なるべく居宅や住み慣れた地域で必要な介護サービスを受けられるように、地域密着型サービスを充実させます。
在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none">地域における医療・介護の関係者が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できるよう促進します。効率的で質の高い医療提供体制・在宅医療・介護の充実等が一体的に行われるよう、医療・介護担当者等の関係者による協議の場を開催します。
看取りに関する知識普及と意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">自分自身の終末期や家族の看取りに関する知識普及と意識啓発に取り組みます。精華町社会福祉協議会や京都府、関係機関等との連携を図り、エンディングノート（注1）等を活用し、知識普及と意識啓発を推進します。看取り期や看取り後の家族介護者等をケアするグリーフ・ケア（注2）等の普及啓発に取り組みます。
多職種協働による看取り期のケア体制づくりの促進	<ul style="list-style-type: none">地区医師会、介護保険事業所、医療機関等の協力のもと、在宅・病院・施設等での個々人の状況に応じた質の高い看取りが実現できるよう、在宅医療・介護の連携、多職種協働等を促進します。

エンディングノート（注1）

人生の終盤に起こりうる万が一の事態に備えて、治療や介護等についての自分の希望や家族への伝言、連絡すべき知人のリスト等を記しておくノートのこと。

グリーフ・ケア（注2）

大切な人を亡くし、大きな悲嘆（グリーフ）に暮れている人に対して、その悲しみから立ち直れるようそばにいて支援することです。

② 地域包括支援センターの運営強化

地域包括支援センターにおいて、個々の高齢者がどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の相談支援や、虐待防止等の権利擁護を図るとともに、関係施設の医療職・介護職との連携の充実を図ります。

施策	概要
地域包括支援センターの機能充実	<ul style="list-style-type: none">・様々な相談内容に対応し、かつ適切にこたえられるよう各職員のスキルアップを図ります。(自己評価表の記入)・町の福祉担当課、関係医療等との多職種協働によるケアマネジメントの支援や地域のネットワーク構築等に努めます。・地域包括支援センターが適正に運営できているかPDCA(注)に基づき評価を行います。
地域ケア会議の充実	<ul style="list-style-type: none">・町と事業所、社会福祉法人やNPO法人、地域団体等、多様な主体と連携し、高齢者を支える環境について検討する等、地域ケア会議の充実を図ります。



PDCA

どのような過程で回すことが効率よく、業務を行えるかという理論のことをいう。
Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Act(改善)の頭文字を取ってPDCAサイクルという。

③ 認知症対策の充実

認知症についての普及啓発等を推進するとともに、認知症に係る介護サービスや事業等の充実を図り、認知症の方やその家族等が安心して暮らし続けられるまちをめざします。

施策	概要
早期発見と対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医や介護予防事業等を通じて、認知症の早期発見・早期対応に努めます。 ・認知症の方に対しては、地域包括支援センターを中心に、地域、サービス事業者、行政が連携して、できるだけ住みやすい地域で生活できるように支援します。 ・認知症初期集中支援チームによる、本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行います。 ・行方不明者SOSネットワークの構築のため、関係機関や団体等と調整を図ります。
認知症についての知識普及と意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケアパス（注）等を活用し、認知症の正しい知識や予防方法、早期発見・早期対応等について、認知症地域支援推進員を中心に知識普及と意識啓発を推進します。 ・認知症の方とその家族を支援する認知症サポーターの養成を精華町キャラバン・メイト連絡会と共に推進します。 ・町内すべての小中学校で認知症サポーター養成講座を実施します。
若年性認知症施策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症の方は、就労や生活費、子どもの教育費等の経済的な問題が大きいです。主な介護者が配偶者となる場合が多く、時に本人や配偶者の親等の介護と重なって多重介護になる等の特徴があることから、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を京都府山城南保健所等と連携をもちながら総合的に講じていきます。

認知症ケアパス

自分や家族、身近な人が認知症になった場合の対応方法や認知症の症状の進行にあわせて、町内で利用できるサービスや相談先や医療機関等の連絡先を具体的に記載しています。



【参考：あんしん見守りシンポジウム】



認知症の方のみでなく、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざして、住民・行政・町内企業等様々な団体が、学び、情報交換・発信を行う場をもっています。

④ 家族介護支援の推進

家族介護支援に対して、安心して介護をすることができるよう、介護の肉体的・精神的負担の軽減、孤立防止等の取り組みを進めます。

施策	概要
家族介護支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者リフレッシュ事業として、介護からの心身のリフレッシュ支援、介護者家族会との意見交換、介護者相互の交流会の開催、介護方法や介護予防・健康づくり等に係る教室の開催を行います。 ・認知症の方の介護者に対する支援を充実させます。 ・「介護マーク」(注)を啓発し、介護しやすい環境をめざします。 ・精華町介護者家族の会「なでしこの会」の活動支援を行います。

介護マーク

介護者が外見では介護していることが分かりにくいような場面において、誤解や偏見を持たれないよう、介護中であることをわかるようにするためのマーク。



⑤ 介護保険事業の適正運営

住民が安心して介護保険サービスを利用できるように、要介護認定や介護給付の適正確保、介護保険サービス提供事業者の評価等、介護保険事業の適正な運営を図ります。

施策	概要
介護保険制度・サービスに係る情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が適切なサービスを利用ができるように、介護保険制度の周知に取り組みます。 ・高齢福祉サービスのわかりやすさ、利用しやすさの向上に努めます。
要介護認定・介護給付の適正の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定が公平・適正に行われるよう認定調査にあたる町職員や介護支援専門員の資質向上を図ります。 ・限られた財源の中で、適切かつ良質なサービスの提供を行うため、国や京都府とも連携し、介護保険料の確実な徴収、不必要な給付の防止、効率・効果的なサービス利用の推進等、介護給付の適正維持に努めます。
低所得者の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料の低所得者対策を継続して実施します。 ・低所得者に対して、経済的な負担によりサービスの利用が抑制されないよう、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度等の適切な利用を促進します。
介護保険サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・提供される介護保険サービスの内容について、精華町による監督、利用者評価や第三者評価等を行い、その質の向上を図るとともに、住民が介護保険サービスを選択するときに、その評価を活用できるようにします。 ・住民からの苦情を受けた場合等、係る介護保険サービス提供事業者に対して、迅速かつ適切な改善策を講じるように指導します。 ・介護保険事業そのものに関する苦情について、関係機関の指導・助言を得ながら、保険者責任において解決に努めます。

⑥ 介護人材の確保

研修受講就労に係る助成金支給事業や、各種制度の広報を図ることで、町民の介護や介護の仕事に対する理解、周知啓発を図ります。

施策	概要
福祉・介護サービス従事者の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス従事者の確保や研修等を充実させ、資格取得の支援を行います。
生活支援等の担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターや協議体を中心となり、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて住民が支え合う地域づくりを進めます。
各種制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府が実施している「きょうと福祉人材育成認証制度」等各種制度の周知を図ります。

第5章：介護保険サービス(第7期介護保険事業計画)

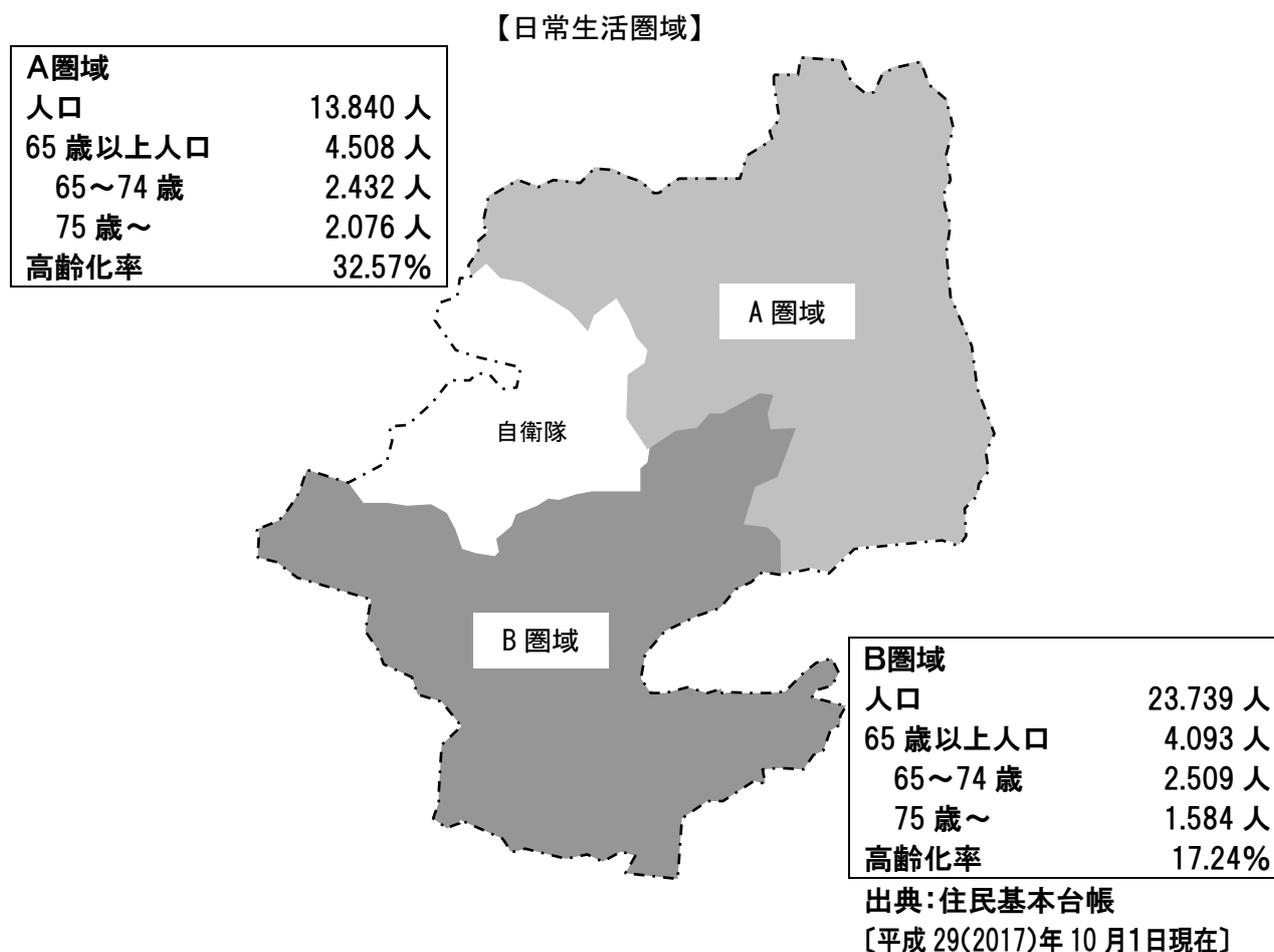
第6期計画では、高齢化に伴い、第1号被保険者数が増加し、また、後期高齢者や要介護認定者数の伸びにより、介護サービスに係る給付費が増加しました。

第7期計画については、今後予測される給付費の増加を抑えるためにも、町及び関係機関等との多職種連携を図り、高齢期の健康づくり・介護予防の推進に引き続き取り組めます。

(1) 日常生活圏域の設定

精華町では、都市基盤の整備状況や地区と地区とが隣接していることによる地域間の結びつきがあること（大規模開発地域と既存集落とが隣接している）、それぞれの区域に核となる介護サービス提供施設が存在していること、この核となる施設が中心となって地域密着型サービスの提供・整備が可能であること等を勘案し、次図の通り、「A圏域（精北・川西小学校区）」と「B圏域（精華台・山田荘・東光小学校区）」を設定します。

地域包括ケアシステムは日常生活圏域での構築を基本としつつ、施設整備、日常生活の支援や見守り活動等取り組みに応じた圏域を全町や小学校区、自治会等設定します。



	A 圏域	B 圏域
圏域概況	<ul style="list-style-type: none"> ・「旧川西村地域」に属し、本町の中心部である祝園駅周辺地区、北の玄関である下粕駅周辺地区があり、古くからの旧市街地と昭和 40～50 年代にかけてのミニ開発地域及び木津川左岸の既存集落が点在している地区です。 ・近年本地区は、人口の推移も横ばいから減少傾向を示しており、高齢化率も高くなってきています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学研都市開発区域の中心地と既存集落である「旧山田荘村地域」で構成されます。
施設等の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・精華町北部地域包括支援センター（高齢者総合福祉施設神の園）があります。 ・本町内の介護サービスのうち、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム1ユニット）等のサービスが存在している地区であり、社会福祉法人高齢者総合福祉施設神の園等があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精華町南部地域包括支援センター（精華町社会福祉協議会）があります。 ・本町内の介護サービスのうち、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム2ユニット）等のサービスが存在している地区であり、精華町社会福祉協議会、社会福祉法人芳梅会、医療法人社団医聖会等があります。

※介護保険法では「日常生活圏域」を、「住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案し、地域の特性に応じて定める区域」をいい、その「日常生活圏域」ごとに、地域密着型サービスの種類・供給量を規定することとしています。

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

認定者数(うち第1号被保険者)は、平成27(2015)年度の1,269人から増加傾向を示し、平成30(2018)年度では1,408人、平成32(2020)年度では1,560人と増加することが想定されます。

平成29(2017)年度の要介護(要支援)度別認定者数(うち第1号被保険者数)は、「要介護2」が最も多く291人、認定者数全体の21.3%となっています。

年度	実績値 ←			→ 推計値				(人)
	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成37 (2025)	
総数	1,305	1,346	1,401	1,451	1,520	1,614	1,919	
要支援1	109	141	122	133	139	147	218	
要支援2	215	213	227	235	247	263	322	
要介護1	171	161	186	191	200	212	264	
要介護2	253	271	306	305	318	336	338	
要介護3	225	229	231	234	244	259	299	
要介護4	171	163	174	184	195	209	262	
要介護5	161	168	155	169	177	188	216	
うち第1号被保険者数	1,269	1,311	1,364	1,408	1,472	1,560	1,843	
要支援1	108	139	122	133	139	147	218	
要支援2	210	210	223	228	238	252	295	
要介護1	166	157	182	187	196	208	259	
要介護2	243	260	296	296	310	328	330	
要介護3	219	224	223	229	239	254	295	
要介護4	166	158	167	173	181	192	241	
要介護5	157	163	151	162	169	179	205	
介護保険第1号被保険者数	7,999	8,333	8,621	8,809	9,013	9,167	9,944	
認定率(第1号被保険者数)(%)	15.86	15.73	15.82	15.98	16.33	17.02	18.53	

資料:平成27(2015)年から平成29(2017)年までは厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」
平成30(2018)年以降は推計による

(3) 居宅サービス/介護予防居宅サービス

① 訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが家庭を訪問して介護や家事の援助を行います。

現状と課題	事業所数	4か所
	第6期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ニーズが拡大するなか、近隣市町村にある事業所の利用を含め、サービスの提供が行われていますが、ホームヘルパーの人材確保が課題となっています。 訪問介護として求められるサービスの内容が個別化、多様化しています。 [介護予防] <ul style="list-style-type: none"> 総合事業の多様なサービスの創出・移行が急務となっています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ニーズに対応したサービス提供の維持 新規事業者の参入促進、確保 ニーズの多様化に対応できる体制の整備 サービスの質の確保、向上 ホームヘルパーの積極的な育成、支援 	

② 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問して、入浴の介護を行います。

現状と課題	事業所数	・ 1 か所
	第6期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要なサービスの提供が保たれています。 ・ 相楽地域全域を対象とする事業所であり、1か所によるサービス提供には限りがあります。 [介護予防] <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズに対応したサービス提供の維持 ・ サービスの質の確保、向上 	

③ 訪問看護

看護師等が家庭を訪問して看護を行います。

現状と課題	事業所数	・ 5 か所
	第6期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。 [介護予防] <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズに対応したサービス提供の維持 ・ 新規事業者の参入促進、確保 ・ 圏域としてのサービス提供基盤の強化 ・ サービスの質の確保、向上 	

④ 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が、家庭を訪問してリハビリテーションを行います。

現状と課題	事業所数	・ 1 か所
	第6期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。 [介護予防] <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズに対応したサービス提供の維持 ・ サービスの質の確保、向上 	

⑤ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

現状と課題	第6期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。 [介護予防] ・近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに対応したサービス提供の維持 ・サービスの質の確保、向上 	

⑥ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターにおいて、入浴、食事の提供、機能訓練等を行います。

現状と課題	事業所数	<ul style="list-style-type: none"> ・6か所
	第6期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。 [介護予防] ・総合事業の多様なサービスの創出が必要となっています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに対応したサービス提供の維持 ・新規事業者の参入促進、確保 ・サービスの質の確保、向上 	

⑦ 通所リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が、施設においてリハビリテーションを行います。

現状と課題	事業所数	<ul style="list-style-type: none"> ・2か所
	第6期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。 [介護予防] ・総合事業の通所型サービスとの利用の整理を図ります。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに対応したサービス提供の維持 ・サービスの質の確保、向上 	

⑧ 短期入所生活介護

介護を必要とする人に、介護施設での短期間の滞在と日常生活上の介護を提供します。

現状と課題	事業所数	<ul style="list-style-type: none"> ・1か所
	第6期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。 [介護予防] ・必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村との連携による、適切で有効なサービスの提供 ・サービスの質の確保、向上 	

⑨ 短期入所療養介護

介護を必要とする人に、介護施設での短期間の滞在と医療ケア、日常生活上の介護を提供します。

現状と課題	事業所数	・ 1 か所
	第6期計画を踏まえた利用概況	・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	・ 近隣市町村との連携による、適切で有効なサービスの提供 ・ サービスの質の確保、向上	

⑩ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、ケアハウス等）

有料老人ホーム等において提供されている介護等も介護保険の対象とします。

現状と課題	事業所数	・ 0 か所
	第6期計画を踏まえた利用概況	・ 町内には指定事業所はなく、町外での利用となっています。
今後の方向	・ 近隣市町村との連携による、適切で有効なサービスの提供	

⑪ 福祉用具貸与

車いすやベッド等の福祉用具を貸与します。

現状と課題	第6期計画を踏まえた利用概況	・ 必要なサービスの提供が保たれています。 ・ 電動ベッド、車いす等の利用が多くを占めています。 〔介護予防〕 ・ 必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	・ ニーズに対応したサービス提供の維持 ・ 福祉用具の適正貸与 ・ 事業者指導体制の充実による悪質取引の防止	

⑫ 特定福祉用具販売

入浴や排せつ等貸与になじまない福祉用具について購入費を支給します。

現状と課題	第6期計画を踏まえた利用概況	・ 必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	・ ニーズに対応したサービス提供の維持 ・ 事業者指導体制の充実	

(4) 地域密着型サービス/地域密着型介護予防サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護を24時間体制で提供します。

現状と課題	事業所数	・0か所
	第6期計画を踏まえた利用概況	・町内には指定事業所はなく、町外での利用となっています。
今後の方向	・必要性を勘案した上での提供体制の確保の検討	

② 夜間対応型訪問介護

在宅の場合も、夜間を含め24時間安心して生活できる体制をつくるため、定期巡回と通報による随時訪問を合わせて行います。

現状と課題	事業所数	・0か所
	第6期計画を踏まえた利用概況	・町内には指定事業所はなく、実績がありません。
今後の方向	・必要性を勘案した上での提供体制の確保の検討	

③ 認知症対応型通所介護

認知症の方が安心してデイサービスを受けられるよう、認知症の特性や状況に合わせたデイサービスを提供します。

現状と課題	事業所数(圏域)	・1か所(B圏域)
	第6期計画を踏まえた利用概況	・必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに対応したサービス提供の維持 ・サービスの質の確保、向上 	

④ 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護者の状態や希望に応じた「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを随時提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるように支援します。

現状と課題	事業所数(圏域)	・2か所(A・B圏域)
	第6期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・必要なサービスの提供が保たれています。[介護予防] ・必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	・サービスの質の確保、向上	

⑤ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の方に入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上のケア、機能訓練等を、共同生活を通じて提供します。

現状と課題	事業所数（圏域）	・ 2 か所（A・B 圏域）
	第6期計画を踏まえた利用概況	・ 必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	・ サービスの質の確保、向上	

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の小規模な特定施設（介護専用型特定施設）の入居者への生活介護を提供します。

現状と課題	事業所数	・ 0 か所
	第6期計画を踏まえた利用概況	・ 町内に指定事業所はなく、実績がありません。
今後の方向	・ 必要性を勘案した上での提供体制の確保の検討	

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の小規模な特定施設（特別養護老人ホーム）の入居者への生活介護を提供します。

現状と課題	事業所数	・ 0 か所
	第6期計画を踏まえた利用概況	・ 未整備であり、実績がありません。
今後の方向	・ 必要性を勘案した上での提供体制の確保の検討	

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせる等、ニーズに応じた柔軟なケアを提供します。

現状と課題	事業所数	・ 0 か所
	第6期計画を踏まえた利用概況	・ 未整備であり、実績がありません。
今後の方向	・ 必要性を勘案した上での提供体制の確保の検討	

⑨ 地域密着型通所介護

定員 18 人以下のデイサービスセンター等で、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行います。

現状と課題	事業所数	・ 0 か所
	第 6 期計画を踏まえた利用概況	・ 町内に事業所はありませんが、町外事業所指定で提供が保たれています。
今後の方向	・ 必要性を勘案した上での提供体制の確保の検討	

■ サービス利用定員（町内事業所分）

(人)

	年度	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
認知症対応型共同生活介護(2か所3ユニット) (1ユニット定員9人)		27	27	27
小規模多機能型居宅介護(2か所)		58	58	58
認知症対応型通所介護(1か所週5日1日定員 12 人)		35	35	35

(5) 住宅改修

手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修について、その費用を支給します。

現状と課題	第 6 期計画を踏まえた利用概況	・ 在宅生活上必要な改修であるため、利用は増加しています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス内容や適切な利用の仕方についての住民周知 ・ 利用者個別の状況に応じた改修を提案する力の向上 ・ 事業者指導体制の充実 ・ 事業者の把握と適切な指導 	

(6) 居宅介護支援/介護予防支援

地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の連携のもとで、利用者の自立支援を目指しケアプランの作成を行います。

現状と課題	事業所数	<ul style="list-style-type: none"> ・介護7か所 ・介護予防2か所
	第6期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。 [介護予防] ・必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランに係る利用者理解の促進 ・ケアマネジャーの確保 ・新規事業者の参入促進・確保 ・精華町居宅介護支援事業者協議会（ケアマネジャー協議会）の活用等による、ケアマネジャーの資質の向上 ・地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との連携強化 ・不適切なケアプランを作成する事業者への厳正対処 	

(7) 介護保険施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

利用する要介護者に対し、ケアプランに基づいて入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上のケア、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行います。

現状と課題	事業所数	・山城南圏域7か所、うち町内1か所（A圏域）
	第6期計画を踏まえた利用概況	・154人が入所しており、60人（要介護3以上）が入所待機となっています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの質の確保、向上 ・介護予防の推進と在宅介護・地域福祉の充実による入所施設利用の適正化 	

② 介護老人保健施設

病状が安定しており、病院での治療よりむしろ看護・介護やリハビリテーション等の生活面での援助が必要な場合に、在宅復帰をめざした介護、機能訓練、日常生活上のケア等を行います。

現状と課題	事業所数	・山城南圏域2か所、うち町内1か所（B圏域）
	第6期計画を踏まえた利用概況	・92人が入所しています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設としての本来機能の確保 ・サービスの質の確保、向上 ・介護予防の推進と在宅介護・地域福祉の充実による入所施設利用の適正化 	

③ 介護療養型医療施設

急性期の治療が終了し、病状が安定期にある要介護者の長期療養が目的の施設であり、療養上の管理、看護、医学的管理のもと、介護、機能訓練、日常生活上のケア等を行います。

現状と課題	事業所数	・ 0 か所
	第6期計画を踏まえた利用概況	・ 12 人が入所しています。 ・ 町内に施設はありませんが、町外で提供が保たれています。
今後の方向	・ 介護療養型医療施設から介護医療院への転換	

④ 介護医療院

日常的な医療管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな施設です。

現状と課題	事業所数	・ 0 か所
	第6期計画を踏まえた利用概況	・ 新たな介護保険施設として開設されるものであり、実績はありません。
今後の方向	・ 開設に向けて検討	

(8) 地域支援事業

平成 27 (2015) 年度の介護保険法制度の改正により、予防給付の通所介護と訪問介護の見直しがされ、地域支援事業介護予防・日常生活支援総合事業として、町独自で通所型サービス・訪問型サービス等に取り組むことになりました。生活支援・介護予防の充実を図り、「地域包括ケアシステム」の構築をめざします。

■介護予防・日常生活支援総合事業

□介護予防・生活支援サービス事業

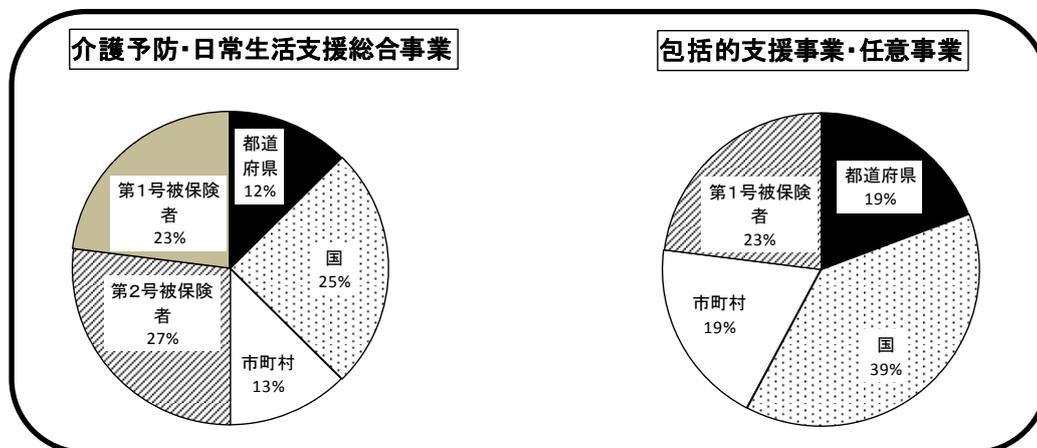
介護予防ケアマネジメントに基づき、要支援者の自立を目指した訪問型サービス、通所型サービスの提供体制を整えます。

今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> 多様なサービスへの利用につながるよう、適切な介護予防ケアマネジメントへ取り組みます。 訪問型サービスの不足があることより、生活支援スタッフの養成を計画的に行いサービス体制の強化を図ります。
-------	---

■サービス利用の実績と計画

年度	実績(見込み)		計画		
	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	
介護予防・日常生活支援総合事業(延合計)		219	280	324	358
訪問型サービス		87	98	109	118
	従前相当サービス	29	38	42	47
	緩和型サービス(A型)	48	50	56	60
	住民主体サービス(B型)	10	10	11	11
	短期集中サービス(C型)	0	0	0	0
	移動支援(D型)	0	0	0	0
通所型サービス		132	182	215	240
	従前相当サービス	49	39	30	25
	緩和型サービス(A型)	33	79	117	142
	住民主体サービス(B型)	17	26	30	35
	短期集中サービス(C型)	33	38	38	38
その他生活支援サービス		0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント		150	185	207	232

○地域支援事業の財源構成〔※第1号保険料、第2号保険料の被保険者負担率は、平成30(2018)年度以降変更。〕



□一般介護予防事業

【介護予防普及啓発事業】

介護予防講座

シニアの方を対象に、介護予防に関わる情報提供や啓発を行います。具体的には、運動講座、音楽会を実施し、ロコモ予防、生きがいつくり、認知症予防等の講話や実践指導等を行います。

現状	<ul style="list-style-type: none"> 参加者が多く、ニーズの高い事業です。 現在、4か所の会場で広域的に開催しています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容、回数等を検討し、さらなる充実に努めます。 地域に根ざした介護予防事業の展開に努め、拠点となる施設の調整を図ります。

■実績と計画

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
参加延人数(人) 【実施回数】	563 【12】	703 【14】	750 【15】	800 【16】	850 【16】	900 【16】	1,000 【16】

さわやか運動編



元気づくり音楽会



【地域介護予防活動支援事業】

① 高齢者ふれあいサロン等への介護予防講師派遣事業

高齢者ふれあいサロンへ栄養士、歯科衛生士、保健師、運動指導員等の専門職が出向き、介護予防の話や実践を行います。

現状	・高齢者ふれあいサロンからの派遣のニーズは、横ばい状況です。
今後の方向	・今後も継続した講師派遣を行うことで、地域での介護予防活動の支援に努めます。 ・サロンの自主活動支援となるよう、事業展開をめざします。

■実績と計画

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
参加延人数(人) 【か所】	1,167 【48】	1,015 【50】	1,200 【50】	1,200 【50】	1,200 【50】	1,200 【50】	1,200 【50】

② 健康づくり・介護予防サポーター（すてき 65 メイト）養成等事業

地域で主体的に介護予防に取り組むサポーターを養成します。また、サポーターは地域に出向き、体力測定による動機付けや効果判定や住民主体の体操の居場所の立ち上げ支援等を行います。



現状	・サポーターが中心となり、体力測定や住民主体の体操の居場所づくりに取り組んでいます。
今後の方向	・今後も継続した養成を行うことで、担い手の発掘・育成に努めます。 ・介護予防サポーターの自主団体化をめざします。

■実績と計画

(人)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
養成実人数 【合計】	17	18 【35】	22 【57】	20 【80】	20 【100】	20 【120】	年 20 人 【200】

③ 住民主体の体操の居場所づくり事業

介護予防サポーターを中心に、各地域で体操の居場所ができるよう備品貸出、体力測定による評価実施等を行い、立ち上げの支援をします。

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・サポーターが中心となり、住民主体の体操の居場所づくりが、広がっています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も各地域で体操の居場所ができるよう立ち上げ支援に努めます。 ・体操の居場所の周知強化を図り、多くの方に参加してもらえるよう啓発を行います。

■実績と計画

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
実施か所数(か所) 【参加人数】【人】	—	7 【120】	16 【250】	20 【300】	25 【350】	30 【400】	年5か所増設 【800】



■包括的支援事業

【地域包括支援センター】

地域包括支援センターの運営

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域にあるさまざまな社会資源を用いて、高齢期の生活を総合的に支えていくための拠点として、地域包括支援センターを2か所設置しています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・介護や支援が必要となった人が、安心して地域で生活できるよう、包括的・継続的なケアマネジメントを提供します。 ・事業の自己評価を行い、人材の育成、質の向上をめざします。 ・包括支援センターに長期・短期目標（数値目標）設定を義務付け、評価を行い、機能強化を図ります。

■実績と計画

(か所)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
設置か所	2	2	2	2	2	2	2

※第1号保険者数 3,000 人～6,000 人に3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等)を配置

【認知症施策推進事業】

① 認知症サポーター養成

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り応援する認知症サポーター

(注) の養成を精華町キャラバン・メイト連絡会と共に推進します。

現状	・自治会、企業、行政、学校等様々な団体に認知症サポーターの養成を行っています。
今後の方向	・認知症の方やその家族が安心して地域で生活できるよう、認知症サポーターの養成を継続して行います。 ・認知症サポーターの講師役となるキャラバン・メイトの養成等に、精華町キャラバン・メイト連絡会と連携して取り組みます。

■実績と計画

(人)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
サポーター養成数 (延べ人数)	3,898	5,639	6,500	7,500	8,500	9,500	14,500
メイト養成数 (延べ人数)	29 (137)	25 (162)	30 (192)	0	30 (222)	0	30/2年 (312)

認知症サポーター

町内には、約 190 名のキャラバン・メイトとキッズサポーターを含め約 6,500 名の認知症サポーターがいます。

[平成 29(2017)年 11 月 1 日現在]

キッズサポーター養成講座の様子



認知症を正しく理解する「認知症サポーター」を増やそう!

認知症は誰にでも起こりうる病気です。もし、あなたや大切なひとが認知症になったとき、安心して今の地域で暮らしていけるでしょうか。「認知症サポーター」は、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る理解者、応援者です。

認知症サポーターは何をするの?

- どうしたのかな?と何気なく見守る
- やさしく声をかけてみる
- 認知症のひとの苦しみや、ご家族の思いを理解する
- 家族や友人に知識を伝え、偏見をなく など...

役割は様々です。特別なことをするわけではありません。

サポーターが増えることでこんなメリットがあります

- 地域で**
温かな人付き合いのなかで、お互いさまのやさしい町になる
- 企業の場で**
地域で働く人としてできる範囲で手助けする(企業イメージがあがる)
- 学校教育の場で**
思いやり・道徳心が高いやさしい人間に成長する

認知症サポーターになるには?

キャラバンメイト(サポーター養成の講師役のこと)がお話しにうかがいます。

所要時間: 1 時間~1 時間半程度
申込方法: 下記にご連絡ください。日程の調整をいたします。
費用: 無料です。ただし会場等の費用が発生する場合はご負担ください。
講座終了後、サポーターの証として「オレンジリング」をお渡しします。

お問合せ・申込み先: (福)精華町社会福祉協議会地域福祉課 精華町南部地域包括支援センター
TEL: 94-4573 / FAX: 93-2278
精華町キャラバン・メイト連絡会事務局 高齢者総合福祉施設内の
TEL: 94-5677 / FAX: 93-2305 担当: 西林

② 認知症カフェ

認知症予防事業と居場所づくりのための認知症カフェを行います。

現状	・ 各地域で、認知症予防事業と居場所づくりのため認知症カフェを行っています。
今後の方向	・ 認知症の初期段階の気づきの場や居場所づくりの場として小学校単位での実施に継続して取り組みます。

■実績と計画

(か所)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
実施か所数	5	5	5	5	5	5	5



③ 認知症初期集中支援チーム設置事業

専門職(チーム員)が、認知症の心配のある方やその家族に早期に関わり、適切な介護サービスや医療へとつなげるような相談支援事業を行います。

現状	・ 認知症の心配がある方や家族にチーム員が早期に関わり、介護サービスや医療へとつなげる取り組みをしています。
今後の方向	・ 気軽に事業を利用してもらえるよう普及啓発の強化を図ります。 ・ 認知症のケースから必要なサービスの検討、創出、施策化に努めます。

■実績と計画

(件)

年度	実績			実績 (見込み)	計画			
	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
支援件数 (うち新規件数) 【累積件数】	10 (10) 【10】	14 (4) 【14】	10 (7) 【21】	10 (7) 【28】	10 (7) 【35】	10 (7) 【42】	10 (8) 【50】	(年間5件増数) 【80】

④ 高齢者等SOSネットワーク等事業

高齢者等が行方不明になった時に、早期発見を目的に捜索協力者、団体、企業等にメールの配信を行い、捜索依頼を行うものです。また、事前登録者には「精華町安心SOSネットワークシール（QRコードシール）」の配布を行い身元確認に役立てます。

現状	・事前登録及び捜索協力登録の啓発に取り組んでいます。
今後の方向	・メール配信による捜索連携体制の充実に取り組みます。 ・事前登録者・捜索協力登録者及び捜索協力企業の増加をめざします。

■実績と計画

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
事前登録者数(人) (うちシール配布数)(枚)	16	31 (17)	41 (23)	45 (25)	50 (30)	55 (35)	70 (50)
捜索協力者数(人) (うち捜索協力企業数)(か所)	200	200	200 (10)	230 (13)	260 (16)	290 (19)	500 (35)

※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。



QRコードシール

⑤ 見守り声かけ訓練事業

認知症になっても地域で安心して暮らし続けられるよう、住民、企業、団体に連携し声かけ訓練を行い、やさしい地域づくりを目指します。

現状	・高齢者等SOSネットワーク事業メール配信を活用し、地域で見守り声かけ訓練に取り組んでいます。
今後の方向	・公共交通機関、企業、団体等ネットワークの拡充に努めます。 ・町内全てのエリアでの見守り声かけ訓練の実施をめざします。

■実績と計画

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
実施か所数(か所)	2	2	1	2	2	2	2
参加者数(人)	163	250	100	200	200	200	200



⑥ 精華町認知症ケアパス

認知症の経過や支援体制、接し方について等を掲載しており、認知症についての情報提供を行います。

現状	・ 認知症の相談がある方に、地域包括支援センター等が情報提供を行っています。
今後の方向	・ 内容について見直し、情報の更新を行います。

⑦ 認知症地域支援推進員の設置

認知症地域支援推進員を設置し、本町の認知症施策の充実を図ります。

現状	・ 本町の認知症施策の現状把握、分析、目標設定を認知症地域支援推進員と町で協議します。
今後の方向	・ 認知症施策の充実に向け、継続して検討を行います。

【在宅医療・介護連携推進事業】

在宅医療・介護連携推進事業

誰もが安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアの推進に向け、医療・介護等、多職種との連携を図ります。

現状	・ 相楽医師会へ「在宅医療・介護連携推進事業」を委託し、広域での医療介護情報の普及啓発や多職種連携の充実等に取り組みます。(WEB運営、多職種連携関連研修の開催等) ・ 居宅介護事業所等連絡協議会や地域包括ケアセミナーを開催し、町内での多職種連携、住民啓発に取り組みます。
今後の方向	・ 相楽医師会に「在宅医療・介護連携推進事業」を委託し、更なる在宅医療介護連携体制の強化に努めます。

■実績と計画

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
町内研修回数(回)	3	5	5	5	5	5	5
参加者数(人)	96	195	200	200	200	200	200

【生活支援サービス体制整備事業】

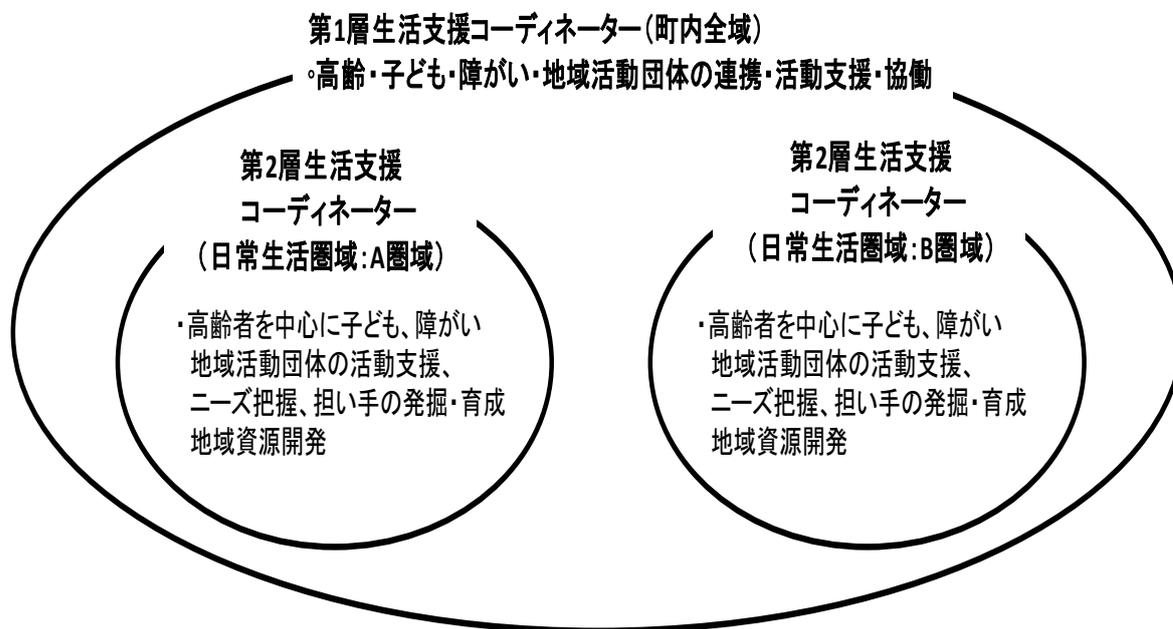
生活支援サービスの体制整備

生活支援コーディネーターを中心に話し合いの場（協議体）をもち、地域ニーズの把握、担い手の発掘・育成、地域資源の開発やそのネットワーク化を図ります。

現状	・生活支援コーディネーター（注 28 頁参照）を中心に継続して話し合いの場を持ちます。
今後の方向	・住民懇談会を地区単位で開催し、住民主体の支え合いの取組み啓発実践をめざします。 ・共生型社会を意識し、取組みを進めます。

■実績と計画

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
第1層生活支援コーディネーター配置数(か所)	-	1	1	1	1	1	1
第2層生活支援コーディネーター配置数(か所)	-	2	2	2	2	2	2
協議体回数(回)	2	4	8	10	10	10	10



【地域ケア会議推進事業】

地域ケア会議の開催

地域包括支援センターを中心に、個別地域ケア会議を開催し、情報の共有、ネットワークづくり、見守り体制の強化を図ります。また、個々のケースから見える地域課題を分析し施策化につなげます。

現状	・ 地域包括支援センターを中心に、課題のあるケースを中心に専門職や住民等で個別地域ケア会議を開催します。
今後の方向	・ 地域ケア会議を開催し、個々のケース課題から地域課題を明確にし、施策化を図ります。

■実績と計画

(回)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
北部地域包括支援センター 個別地域ケア会議回数	5	7	1	8	10	12	12
南部地域包括支援センター 個別地域ケア会議回数	1	2	3	8	10	12	12
地域ケア会議回数	0	0	1	2	2	2	2

■任意事業

【介護給付費適正化事業】

介護給付費適正化事業

介護給付費の適正な管理のため、国の示す①要介護認定の適正化、②ケアプランチェック、③住宅改修・福祉用具点検、④医療情報との突合・縦覧点検、⑤介護給付費通知を行います。

現状	・現在、実施している介護給付費適正化事業の継続、更なる充実を図ります。
今後の方向	・「介護給付費通知」に取り組み、全事業の実施をめざします。

【家族介護支援事業】

① 紙おむつ等給付

町内に住所を有する人で常時失禁状態にあり、おむつの使用が必要であると認められる在宅で寝たきりの高齢の人等に対して、紙おむつとおむつカバーを給付します。

現状	・事業の継続により、家族等の身体的・精神的・経済的な負担の軽減に努めます。
今後の方向	・事業の継続的な実施に向け、対象者の要件等の見直しを図ります。

■サービス利用の実績と計画

(人)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
サービス量 (実利用者数/月)	117	114	119	120	125	130	135

② 介護者リフレッシュ事業

介護者の身体的・精神的負担の軽減のため、介護者同士の交流会、講演会や日帰り旅行等を行います。

現状	・介護者の参加が可能となる体制の整備が必要となっています。
今後の方向	・事業の内容を介護者の意向にあったものにし、介護者の身体的、精神的負担を軽減する一助となるように事業を充実させます。

■サービス利用の実績と計画

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
実施回数(回)	3	3	4	4	4	4	4
参加人数 (延数)(人)	59	63	80	80	80	80	100

③ 成年後見制度利用支援事業

民法で定める後見、保佐、補助の制度の利用にあたり、自ら申し立てることが困難で、判断能力が十分でない人に対して、町長申立てを行います。また、必要となる費用を負担することが困難な者に対して、申立てに要する費用及び成年後見人、保佐人又は補助人の報酬の全部又は一部を助成します。

今後の方向	・事業の継続により、生活の自立を図ります。
-------	-----------------------

■サービス利用の実績と計画 (件)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
町長申し立て件数	1	1	1	2	2	2	3

(9) 特別給付

外出支援サービス

要介護 2 以上の認定を受け、かつ歩行が困難な人に対し、病気治療のための医療機関への通院、公的機関での手続き、相談等の外出に際し、専用自動車による移送のサービスを行います。

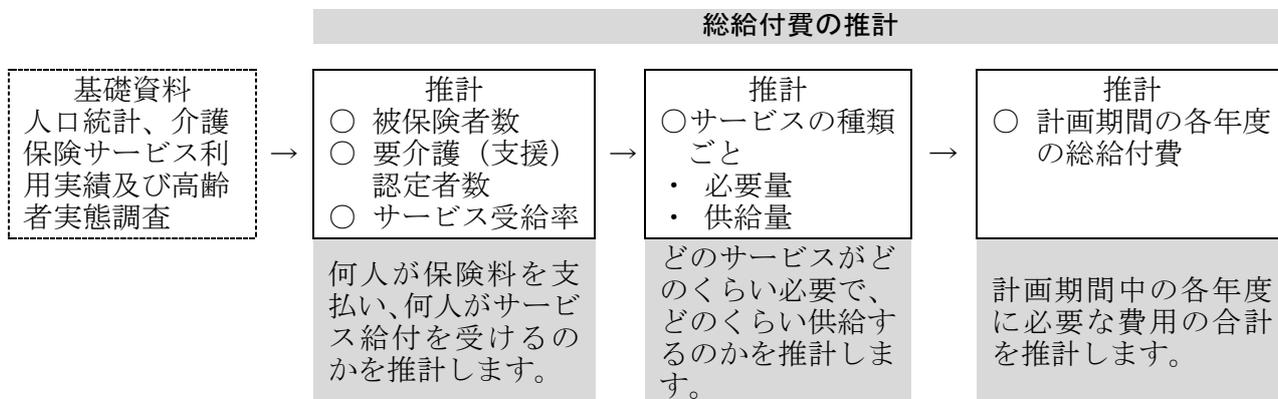
今後の方向	・事業の継続により、対象者の自立した生活の支援に努めます。
-------	-------------------------------

■サービス利用の実績と計画 (人)

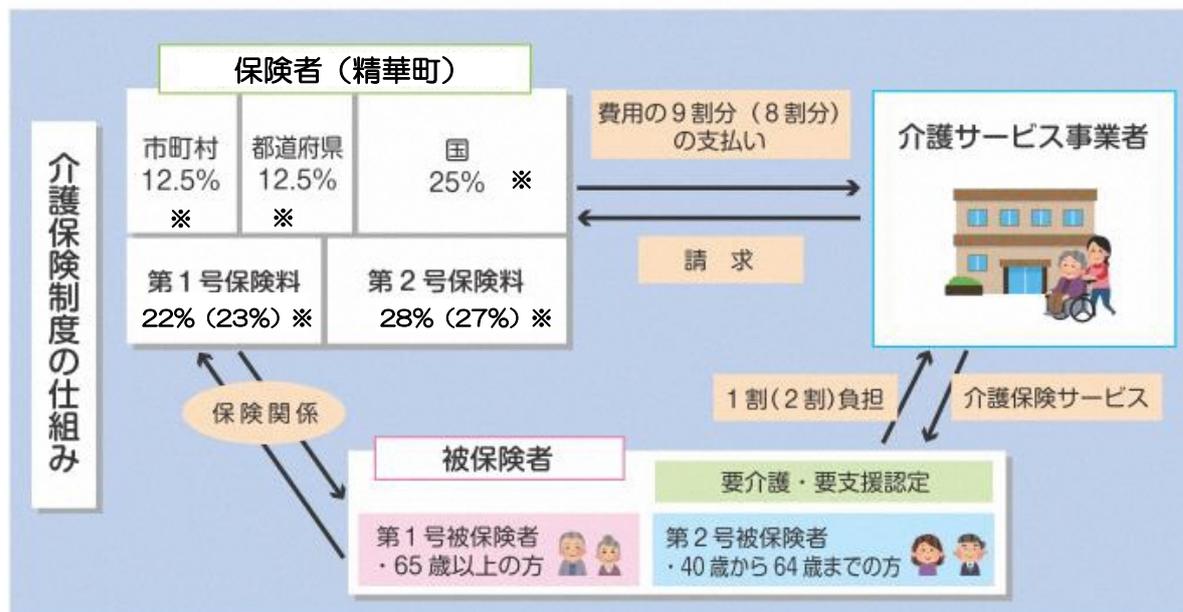
年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
サービス量 (実利用者数/月)	7	9	5	7	9	10	12
搜索協力者数(人) (うち搜索協力企業数)(か所)	200	200	200 (10)	230 (13)	260 (16)	290 (19)	500 (35)

(10) 介護保険料（第1号被保険者保険料）の算定

介護サービス量、保険給付費及び介護保険料（第1号被保険者保険料）について、以下の手順により算定します。



ここで求めた総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えて、各年度の標準給付費見込額を算出します。また、計画期間中の各年度の地域支援事業費等を見込み、調整交付金等を勘案して、保険料収納必要額（計画期間に要する費用の総額）を求めます。これをもとに介護保険料を算出します。



- ※ 国の負担分 25%のうち5%は、調整交付金であり、75歳以上の方の数や高齢者の方の所得の分布の状況に応じて増減します。
- ※ 施設等給付費（都道府県が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設に係る給付費）は、国は20%、都道府県17.5%です。
- ※ 第1号保険料（65歳以上の方の介護保険料）、第2号保険料（40歳から64歳までの方の介護保険料）の負担割合は、平成30（2018）年度から第1号保険料は22%から23%、第2号保険料は28%から27%に変更となります。（負担割合は人口比率をもとに決められている。）

(参考) 所得段階別割合の設定

■ 所得段階 (15 段階) 第 6 期計画

段階	対象者	割合
第 1 段階	老齢福祉年金の受給者で、本人や世帯員が住民税非課税の方生活保護の受給者 本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が 80 万円以下の方	基準額 ×0.50 (0.45)
第 2 段階	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が 80 万 1 円以上 120 万円以下の方	基準額 ×0.65
第 3 段階	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が 120 万 1 円以上の方	基準額 ×0.70
第 4 段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、合計所得金額+課税年金収入が 80 万円以下の方	基準額 ×0.90
第 5 段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、第 4 段階以外の方	基準額
第 6 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 ×1.20
第 7 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の方	基準額 ×1.30
第 8 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の方	基準額 ×1.50
第 9 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満の方	基準額 ×1.70
第 10 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の方	基準額 ×1.90
第 11 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満の方	基準額 ×2.10
第 12 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 600 万円以上 700 万円未満の方	基準額 ×2.30
第 13 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 700 万円以上 800 万円未満の方	基準額 ×2.50
第 14 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 800 万円以上 900 万円未満の方	基準額 ×2.70
第 15 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 900 万円以上の方	基準額 ×2.90

■ 所得段階 (15 段階) 第 7 期計画 (平成 30(2018)年 4 月改正)

段階	対象者	割合
第 1 段階	老齢福祉年金の受給者で、本人や世帯員が住民税非課税の方生活保護の受給者 本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が 80 万円以下の方	基準額 ×0.50 (0.45)
第 2 段階	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が 80 万 1 円以上 120 万円以下の方	基準額 ×0.65
第 3 段階	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が 120 万 1 円以上の方	基準額 ×0.70
第 4 段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、合計所得金額+課税年金収入が 80 万円以下の方	基準額 ×0.90
第 5 段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、第 4 段階以外の方	基準額
第 6 段階	本人が住で合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 ×1.20
第 7 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が <u>120 万円以上 200 万円未満</u> の方	基準額 ×1.30
第 8 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が <u>200 万円以上 300 万円未満</u> の方	基準額 × <u>1.55</u>
第 9 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が <u>300 万円以上 400 万円未満</u> の方	基準額 × <u>1.75</u>
第 10 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の方	基準額 × <u>1.95</u>
第 11 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満の方	基準額 × <u>2.15</u>
第 12 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 600 万円以上 700 万円未満の方	基準額 × <u>2.35</u>
第 13 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 700 万円以上 800 万円未満の方	基準額 × <u>2.55</u>
第 14 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 800 万円以上 900 万円未満の方	基準額 × <u>2.75</u>
第 15 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 900 万円以上の方	基準額 × <u>2.95</u>

※(0.45)については、国の基準に従い減免措置を実施しています。

(下線部は改正)

※今後、国において軽減措置等が講じられる場合は、準拠する予定です。

(参考) 国が示す標準所得段階 (9段階)

段階	対象者	割合
第1段階	生活保護被保護者。または世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者。または世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入等が年額 80 万円以下	基準額 ×0.50
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人年金収入等が年額 80 万円以上 120 万円以下	基準額 ×0.75
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人年金収入等が年額 120 万円超	基準額 ×0.75
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいるものの、本人が市町村民税非課税であり、年金収入等が年額 80 万円以下	基準額 ×0.90
第5段階	世帯に市町村民税課税者がいるものの、本人が市町村民税非課税であり、年金収入等が年額 80 万円超	基準額
第6段階	本人が市町村民税課税者であり、合計所得額が年額 120 万円未満	基準額 ×1.20
第7段階	本人が市町村民税課税者であり、合計所得額が年額 120 万円以上 200 万円未満	基準額 ×1.30
第8段階	本人が市町村民税課税者であり、合計所得額が年額 200 万円以上 300 万円未満	基準額 ×1.50
第9段階	本人が市町村民税課税者であり、合計所得額が年額 300 万円超	基準額 ×1.70

○介護保険料基準額 (第5段階)

■第6期：平成 27 (2015) 年度から平成 29 (2017) 年度まで
基準額：月額 5,850 円 (年額 70,200 円)

■第7期：平成 30 (2018) 年度から平成 32 (2020) 年度まで
基準額：月額 5,950 円 (年額 71,400 円)

(参考) サービス種別の給付量の見込み(案)

[介護給付]

■ 居宅サービス

年度		第6期実績値			第7期見込み			平成 37 (2025)
		平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	
①訪問介護	給付費	126,865	122,826	142,953	147,659	158,353	172,738	228,611
	回数	3,464	3,437	3,976	4,085	4,369	4,762	6,305
	人数	157	149	158	176	187	202	265
②訪問入浴介護	給付費	11,764	10,946	11,410	11,892	11,897	14,230	18,453
	回数	82	75	77	81	81	96	125
	人数	16	14	16	15	15	18	24
③訪問看護	給付費	67,033	71,170	69,541	72,375	78,200	91,526	126,378
	回数	1,494	1,591	1,574	1,573	1,690	1,975	2,685
	人数	119	132	143	147	154	175	241
④訪問リハビリ テーション	給付費	7,601	4,770	9,505	10,397	13,605	18,291	26,617
	回数	215	133	263	277	359	482	701
	人数	25	15	22	28	36	48	70
⑤居宅療養管理 指導	給付費	14,701	15,904	16,035	17,810	18,790	20,207	26,260
	人数	131	135	145	151	159	171	223
⑥通所介護	給付費	310,360	279,810	319,335	329,782	338,055	355,488	486,160
	回数	3,085	2,808	3,215	3,211	3,238	3,344	4,212
	人数	318	301	349	371	388	414	526
⑦通所リハビリ テーション	給付費	82,184	86,913	90,497	94,205	99,702	108,376	149,405
	回数	746	801	847	878	930	1,013	1,395
	人数	98	101	108	108	112	120	154
⑧短期入所生活 介護	給付費	77,141	80,189	88,213	87,538	93,018	101,092	137,265
	日数	705	741	811	807	856	929	1,260
	人数	96	95	95	104	110	119	160
⑨短期入所療養 介護	給付費	4,630	5,743	8,892	9,338	8,577	10,239	9,817
	日数	36	44	69	73	68	81	78
	人数	8	8	11	13	17	21	28
⑩特定施設入居者 生活介護	給付費	76,339	88,586	84,228	93,663	114,885	138,921	196,530
	人数	32	37	35	39	48	58	82
⑪福祉用具貸与	給付費	68,251	64,574	71,450	72,698	75,960	81,491	106,056
	人数	374	361	402	408	425	455	592
⑫特定福祉用具 販売	給付費	2,139	2,453	2,672	2,892	2,892	2,892	4,173
	人数	7	7	9	9	9	9	13

※平成 29(2017)年度は実績値に基づく年間見込み

※給付費は年間累計の金額(単位:千円)、回(日)数は一月あたりの数、人数は一月あたりの利用者数

■地域密着型サービス

年度		第6期実績値			第7期見込み			平成 37 (2025)
		平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	
①定期巡回・随時 対応型訪問看護	給付費	2,837	5,930	5,732	7,043	7,047	7,047	9,153
	人数	1	3	3	3	3	3	4
②夜間対応型訪問 介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0
③認知症対応型 通所介護	給付費	23,558	25,649	25,423	33,217	36,464	37,220	37,220
	回数	154	169	183	244	273	282	282
	人数	15	18	20	30	33	35	35
④小規模多機能型 居宅介護	給付費	51,900	44,882	52,984	67,655	88,107	112,162	112,162
	人数	19	17	19	26	34	43	43
⑤認知症対応型 共同生活介護	給付費	35,664	32,967	37,174	66,082	81,883	97,654	97,779
	人数	12	11	12	21	26	31	31
⑥地域密着型特定 施設入居者 生活介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0
⑦地域密着型 介護老人福祉 施設入所者 生活介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0
⑧看護小規模 多機能型 居宅介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0
⑨地域密着型 通所介護	給付費		30,168	34,481	36,474	37,629	41,231	52,991
	回数		303	306	336	346	376	484
	人数		31	28	34	35	38	49

※平成 29(2017)年度は実績値に基づく年間見込み

※給付費は年間累計の金額(単位:千円)、回(日)数は一月あたりの数、人数は一月あたりの利用者数

■住宅改修

年度		第6期実績値			第7期見込み			平成 37 (2025)
		平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	
給付費	給付費	6,818	7,433	9,555	8,250	9,136	10,021	14,050
	人数	7	7	9	8	9	10	14

※平成 29(2017)年度は実績値に基づく年間見込み

※給付費は年間累計の金額(単位:千円)、人数は一月あたりの利用者数

■ 居宅介護支援

年度	第6期実績値			第7期見込み			平成 37 (2025)
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	
給付費	92,308	91,473	99,170	101,963	105,857	113,642	148,121
人数	550	551	602	609	630	673	866

※平成 29(2017)年度は実績値に基づく年間見込み

※給付費は年間累計の金額(単位:千円)、人数は一月あたりの利用者数

■ 介護保険施設サービス

年度	第6期実績値			第7期見込み			平成 37 (2025)	
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)		
①介護老人福祉施設	給付費 467,143	483,634	485,062	495,545	495,767	495,767	534,646	
	人数 151	156	152	155	155	155	170	
②介護老人保健施設	給付費 279,699	282,678	293,556	303,059	309,810	316,426	395,488	
	人数 89	89	91	93	95	97	120	
③介護医療院(平成 37 (2025)年度は介護療養型医療施設を含む)	給付費	/			0	0	0	54,755
	人数	/			0	0	0	12
④介護療養型医療施設	給付費 56,491	54,249	44,596	48,849	52,928	53,480		
	人数 13	12	10	11	12	12		

※平成 29(2017)年度は実績値に基づく年間見込み

※給付費は年間累計の金額(単位:千円)、人数は一月あたりの利用者数

■介護予防サービス

	年度	第6期実績値			第7期見込み			平成 37 (2025)
		平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	
①介護予防訪問 介護	給付費 人数	13,091 61	15,390 68	10,241 45				
②介護予防訪問 入浴介護	給付費	563	627	47	635	636	636	1,271
	回数 人数	6 1	6 1	1 0	6 1	6 1	6 1	13 2
③介護予防訪問 看護	給付費	6,927	7,248	11,259	11,009	12,986	15,065	29,586
	回数 人数	163 18	189 21	294 28	286 23	337 24	391 25	766 32
④介護予防訪問 リハビリテーション	給付費	2,735	1,646	3,290	1,933	1,934	2,420	2,907
	回数 人数	80 7	47 3	90 8	55 4	55 4	69 5	83 6
⑤介護予防居宅 療養管理指導	給付費 人数	913 5	1,034 6	1,619 11	1,855 11	2,048 12	2,154 13	2,836 17
⑥介護予防通所 介護	給付費 人数	27,059 75	28,940 83	18,017 55				
⑦介護予防通所 リハビリテーション	給付費 人数	16,171 41	19,793 53	22,335 57	23,418 60	24,633 63	25,837 66	32,844 84
⑧介護予防短期 入所生活介護	給付費	397	350	785	510	511	511	766
	日数 人数	5 1	4 1	9 2	6 2	6 2	6 2	9 3
⑨介護予防短期 入所療養介護	給付費	0	183	189	0	0	0	0
	日数 人数	0 0	2 0	2 0	0 0	0 0	0 0	0 0
⑩介護予防特定 施設入居者 生活介護	給付費	3,291	4,528	3,967	3,597	3,599	3,599	3,599
	人数	4	5	4	4	4	4	4
⑪介護予防福祉 用具貸与	給付費 人数	8,277 99	9,952 118	10,112 118	10,407 124	10,918 130	11,587 138	14,528 173
⑫特定介護予防 福祉用具販売	給付費 人数	737 3	861 3	1,554 6	2,255 7	2,255 7	2,583 8	3,239 10

※平成 29(2017)年度は実績値に基づく年間見込み

※給付費は年間累計の金額(単位:千円)、回(日)数は一月あたりの数、人数は一月あたりの利用者数

■地域密着型介護予防サービス

	年度	第6期実績値			第7期見込み			平成 37 (2025)
		平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	
①介護予防認知症 対応型通所介護	給付費	90	146	0	0	0	0	0
	回数	1	1	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0
②介護予防小規模 多機能型居宅 介護	給付費	2,521	3,273	3,628	6,873	9,168	11,460	11,460
	人数	3	4	4	9	12	15	15
③介護予防認知症 対応型共同生活 介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0

※平成 29(2017)年度は実績値に基づく年間見込み

※給付費は年間累計の金額(単位:千円)、回(日)数は一月あたりの数、人数は一月あたりの利用者数

■住宅改修

	年度	第6期実績値			第7期見込み			平成 37 (2025)
		平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	
給付費		4,514	5,551	5,076	6,563	6,563	6,563	7,681
人数		4	5	5	6	6	6	7

※平成 29(2017)年度は実績値に基づく年間見込み

※給付費は年間累計の金額(単位:千円)、人数は一月あたりの利用者数

■介護予防支援

	年度	第6期実績値			第7期見込み			平成 37 (2025)
		平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	
給付費		11,987	13,313	12,087	11,707	11,108	10,561	13,070
人数		216	241	220	211	200	190	235

※平成 29(2017)年度は実績値に基づく年間見込み

※給付費は年間累計の金額(単位:千円)、人数は一月あたりの利用者数

[年間給付費総計]

	年度	第6期実績値			第7期見込み			平成 37 (2025)
		平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	
介護給付費計		1,865,427	1,892,947	2,002,462	2,118,386	2,238,562	2,400,141	2,981,090
予防給付費計		99,271	112,834	104,207	80,762	86,359	92,976	123,787
総給付費		1,964,698	2,005,781	2,106,669	2,199,148	2,324,921	2,493,117	3,104,877
				6,077,148		7,017,186		3,104,877

※給付費は年間累計の金額(単位:千円)

■施設・居住系サービスの利用者数

(人)

年度		第6期実績値			第7期見込み			平成 37 (2025)
		平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	
施設居住系 サービス	介護老人福祉施設	151	156	152	155	155	155	170
	介護老人保健施設	89	89	91	93	95	97	120
	介護医療院				0	0	0	12
	介護療養型医療施設	13	12	10	11	12	12	
介護専用型 以外の居住系 サービス	特定施設入居者生活介護(介護専用型以外)	32	37	35	39	48	58	82
	介護予防特定施設入居者生活介護	4	5	4	4	4	4	4
地域密着型 サービス	小規模多機能型居宅介護	19	17	19	26	34	43	43
	認知症対応型共同生活介護	12	11	12	21	26	31	31
	特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
	介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	3	4	4	9	12	15	15

[特別給付事業]

■外出支援サービス

年度		第6期実績値			第7期見込み			平成 37 (2025)
		平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	
	給付費	153	175	180	190	202	214	276
	人数	7	9	5	7	9	10	12
	計	153	175	180	190	202	214	276

※平成 29 年(2017)年度は実績値に基づく年間見込み

※給付費は年間累計金額(単位:千円)、人数は一月あたりの利用者数

[地域支援事業]

■地域支援事業費の見込み

年度	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	合計	平成 37 (2025)
介護予防・日常生活支援 総合事業費	67,611,200	72,254,200	77,362,200	217,227,600	101,247,100
包括的支援事業・ 任意事業費	51,352,000	52,668,000	53,168,000	157,188,000	53,168,000
計	118,963,200	124,922,200	130,530,200	374,415,600	154,415,100

※単位:円

第6章：町独自の事業・サービス

本町では介護保険サービスに加えて、対象者とその家族への生活支援や生きがづくり、社会参画等について様々な取り組みを行います。

(1) 高齢期の社会参画機会の拡充

① 老人クラブ活動支援事業

現状	<ul style="list-style-type: none">・老人クラブは、地域を基盤とする住民の自主的な組織であり、現在 27 クラブ、会員数約 2,170 人となっています。・各単位クラブで生きがいと健康づくりの指導を行うとともに、地域の諸団体と協働し、明るい長寿社会づくりと保健福祉の向上に努めています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none">・社会奉仕、スポーツ、文化活動等多方面にわたる老人クラブの活動を、今後とも継続して支援します。

② シルバー人材センター事業の推進

現状	<ul style="list-style-type: none">・長年にわたって培ってきた知識、技能、経験を活かすことのできる就業の場、活躍の場を提供できるよう努めています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none">・原則 60 歳以上の継続雇用の促進や雇用機会の増大を積極的に図るため、公共職業安定所等の関係機関と連携を図るとともに、シルバー人材センターが地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な多種多様な仕事を提供、また確保できるよう、その円滑な運営に対する支援・指導に努めます。

③ 敬老会の実施

現状	<ul style="list-style-type: none">・長寿を祝福し、多年の労に報いるため、町内在住の 75 歳以上の人を対象に、式典やアトラクション等を行い、楽しいひとときとしての敬老会を催しています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none">・75 歳以上の人増加によりイベントの継続も含め関係機関との調整を図り、誰もが親しめる事業の推進をめざします。

(2) 地域福祉の充実

① 民生委員・児童委員の活動との連携

現状	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉活動の第一線の担い手として、町内に62人（主任児童委員5人含む）の民生委員・児童委員を設置し、地域福祉に関する様々な活動を展開しています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none">・民生委員・児童委員と密接な連携を図るなかで、特に高齢で一人暮らしの人や高齢世帯等を見守り、支援するネットワークづくりに努めます。

② ボランティア・NPO法人等の活動との連携

現状と課題	<ul style="list-style-type: none">・精華町社会福祉協議会にボランティアセンターが設置されており、ボランティア・コーディネーターが住民への各種情報提供ボランティア登録、コーディネート等を行っています。・ボランティアセンターに登録されているボランティアグループは、資料編のとおりです。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none">・ボランティアグループのより一層の活動の充実と強化発展を図るため、ボランティアセンターに対しての支援・助言を図ります。・町内にあるNPO法人等との連携・協力を図りながら、高齢者を取り巻く様々な支援活動の促進を図ります。

③ 生活安全に係る普及啓発

現状と課題	<ul style="list-style-type: none">・地域社会において、交通安全や防犯・防災についての意識啓発及びそのための指導助言の重要性がますます高まっています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none">・各種講習会の開催等による普及啓発に取り組みます。・高齢で一人暮らしの人や高齢者世帯への防火訪問のほか、住宅用火災警報器や緊急通報装置の設置等を、消防と福祉が連携するなかで実施します。・警察との連携のもとで、安全相談や防犯パンフレットの配布等啓発、指導活動の強化に努め、安全対策に係る体制を充実させます。

④ 緊急通報体制整備

現状	・ 所得税非課税で心身に慢性疾患等がある高齢で一人暮らしの人や高齢者世帯を対象として、日常生活における緊急連絡時の不安等の負担軽減を図るため、緊急通報装置の貸与による設置を行っています。
今後の方向	・ 緊急通報装置の利用方法等の指導や、定期的な登録内容の確認等によって緊急時に備える等、体制の強化に努めます。

■ サービス利用の実績と計画

(件)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
サービス量 (新規貸与件数/ 総貸与件数)	4/27	2/24	2/26	2/26	2/27	2/27	2/30

⑤ 避難行動要支援者登録制度の啓発と充実

現状と課題	・ 災害時に自力では迅速な避難行動ができない人のために、地域における自助や共助を基本とした避難登録制度を啓発し、登録者台帳整備を進めています。
今後の方向	・ この制度と合わせ、安否確認としての緊急通報装置やファクスの設置等を通じて、地域（自治会や自主防災組織等）や民生委員・児童委員、消防署、消防団、警察署、社会福祉施設等が災害時に密接に連携を図ることができる支援システムづくりに努めます。

⑥ 協定に基づく災害時福祉避難体制の強化

現状と課題	・ 大規模な地震、風水害等の災害により、自力では迅速な避難行動ができない人が避難を余儀なくされた時、町と町内の社会福祉法人の施設や支援学校、ホテル等の間で、「福祉避難所」として施設等の使用の協力を要請することができる協定書を締結しています。
今後の方向	・ 寝たきりの人等、一般の避難所での共同生活が困難な人の避難生活を確保するため、関係団体と協議を重ねて、調整を進め、受入人数や相談に応じる介護支援者の配置等の条件整備を図ります。

(3) 生活支援サービス

① 高齢者日常生活用具給付

現状	・傷病等の理由により日常生活に支障のある人に対して、安心して暮らせるよう、日常生活用具の給付を行っています。
今後の方向	・事業の継続により、利用者が安心な日常生活をおくれるように配慮します。

■サービス利用の実績と計画

(人)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
サービス量 (実利用者数/年)	1	0	0	1	1	1	1

② 配食サービス

現状	・町内に住所を有する満 65 歳以上の人のみからなる世帯及びこれに準ずる世帯等で、心身の傷病等により食事の調理が困難な人に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスがとれた食事を提供しています。 ・週 6 日実施し、配食時に利用者の安否確認を併せて行っています。
今後の方向	・食事が不安定になりがちな人に対して、定期的に栄養バランスのとれた食事を提供することで高齢の人の健康維持が図れることから、サービスの質の向上に努めます。

■サービス利用の実績と計画

(人)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
サービス量 (実利用者数/年)	55	58	60	62	64	66	76

③ 寝具洗濯乾燥消毒サービス

町内に在住で要介護3以上の在宅で寝たきりの人等に対して、毎日使用している寝具を洗濯乾燥消毒することにより、衛生保持等を図ります。

今後の方向	・寝具回収等の訪問時に安否確認を併せて行います。
-------	--------------------------

■サービス利用の実績と計画 (人)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
サービス量 (延利用者数/年)	44	26	30	35	40	45	50

④ ふれあいサロン推進事業

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・現在 33 地域でサロン活動が展開されており、孤立感の解消、自立生活の助長、介護予防、また、生きがいつくりと社会参画の促進等を目的とした、取り組みが提供されています。サロンの詳細は資料編のとおりです。 ・地域のボランティア組織が事業を運営することで、地域全体で高齢の人を支えるという意識が生まれる等大きな効果が得られています。
今後の方向	・毎年1か所程度のふれあいサロンの開設をめざし、事業を推進します。

■サービス利用の実績と計画 (地区)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
サービス量 (地区)	30	31	33	34	35	36	37

⑤ 高齢者鍼灸マッサージ等施術費助成事業

現状	・はり、きゅう、マッサージ等の施術費を一部助成することにより、健康保持等を図っています。
今後の方向	・事業の継続により、健康保持、介護予防に努めます。

■サービス利用の実績と計画 (人)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
サービス量 (利用者数/年)	136	12	125	130	135	140	145

(4) 家族介護者支援の推進

① 在宅高齢者介護者激励金支給事業

現状	・要介護4、5の認定を受けた在宅の65歳以上の要介護者の家族介護者に対し、年1回30,000円を支給しています。
今後の方向	・年1回の現金給付又は現金給付に変わる現物給付等、支給形態及び対象者要件等を検討します。

■サービス利用の実績と計画

(人)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成37 (2025)
サービス量 (支給者数)	88	85	90	95	100	105	130

(5) 施設福祉サービス

① 養護老人ホーム

現状	・山城南圏域には養護老人ホームはなく、近隣市町村の施設を利用しています。 ・平成29(2017)年度の措置者数は2人です。
今後の方向	・養護老人ホームの入所措置については、近隣市町村の施設で対応します。

■サービス利用の計画

年度	平成30(2018)	平成31(2019)	平成32(2020)
利用見込者数(人)	2	2	2
施設整備数(か所)	0	0	0

② 軽費老人ホーム(ケアハウス)

現状と課題	・町内には、ケアハウス1か所が設置されており、30人が入所しています。
今後の方向	・新設の計画はありません。現状の定員数で充足しています。

■サービス利用の計画

年度		平成30(2018)	平成31(2019)	平成32(2020)
利用見込者数(人)		30	30	30
施設整備 状況	定員(人)	30	30	30
	施設数(か所)	1	1	1

第7章：計画の推進

(1) 庁内・関係各機関の連携

- 福祉・保健・医療等庁内の関係部局の連携により、各サービスが円滑に提供できる体制の充実に努めます。
- 施設サービス等の需給バランスは広域的な整備状況に左右されることから、京都府や他市町村、さらには府県を越えた連携のもとでその安定供給に努めます。

(2) 地域及びサービス事業者との連携

- 地域福祉の充実に努めるとともに、地域包括支援センターをはじめとして居宅介護支援事業者、介護保険サービス提供事業者等との連携のもとで、各サービスの適切かつ適正に提供します。

(3) 計画の進捗管理

- 保険者として介護保険制度の円滑な運用と充実に努めるため、高齢者保健福祉審議会により事業計画の達成状況、介護保険サービス提供・利用の実態を定期的に点検・評価します。
- 計画で示す目標や施策の方向等について、住民、高齢福祉に取り組む関係者で共有しながら、各種施策・事業を着実に推進します。
- 計画の進捗状況を把握するため、施策・事業の成果について適切な評価を行います。

(4) 計画の周知

- 計画の理念や目標、施策について、広く町民に周知するため、広報誌やホームページ等をはじめ、多様な媒体を活用した周知・広報活動を推進します。また、地域や関係機関、各種団体、事業者等と協力し、制度の説明や計画内容のきめ細かな周知に努めます。

資料1 精華町内のボランティアグループ・サロン等

■精華町社会福祉協議会登録ボランティアグループ一覧

	グループ名	会員数 (人)	活動内容	登録年
障害のある人	朗読 (ひびき)	11	町広報誌「華創」や「議会だより」等をテープに吹き込み、希望する人に声の広報を届ける。	平成3 (1991)年
	手話 (めばえ)	20	聴覚障害のある人との交流や関係団体が開催する行事に参加。小中学校の福祉体験学習の講師としても手話体験学習に協力している。	平成6 (1994)年
	手話 (たけとんぼ)	6	学生・勤労者で組織。手話を学んで、聴覚障害のある人のよき理解者となり、差別や偏見のない社会にするための活動や学習会を開催している。	平成5 (1993)年
	点字 (たち)	15	点字に関する学習会を開催するほか、小中学校の福祉体験学習の講師としても点字体験学習に協力している。	平成7 (1995)年
	要約筆記 (ひまわり)	10	難聴の人や失聴の人の社会参加を支援。講演会等に参加して、聞いた内容をパソコンや手書きで即座に要約し文字にして伝えている。	平成8 (1996)年
	拡大写本 (ばら)	6	弱視の人や高齢の人が活字に親しむ機会をつくるために、パソコンで文字を拡大する活動を行っている。拡大写本した書籍は精華町立図書館へ寄贈している。	平成12 (2000)年
	障害児課外活動 (そら)	30	障害のある子どもたちが学校のないときでも、充実した時間を過ごせるように様々なプログラムを企画・運営している。	平成7 (1995)年
	身体障がい者 ボランティア 「ソング・ソング」	4	障害のある方のために町内で開催される「ふれあいのつどい」や「ふれあいまつり」等行事においてお手伝いや催し等を行っている。	平成28 (2016)年
子ども	おもちゃの広場 (さくらんぼ)	7	0～3歳までの乳幼児とお母さんが一緒に遊ぶ場・交流の場として運営。また、子どもたちが安全かつ楽しく遊べるようにおもちゃの点検や貸し出しを行っている。	平成6 (1994)年
	育児支援 (あゆみちゃん)	10	子育て中のお母さんを中心としたボランティアグループ。お互いに助け合い、困ったときには誰もが気軽にSOSが出せるような活動を心がけている。	平成8 (1996)年
	精華おもちゃ 病院	17	子どもたちに「物を大切にする心」を育てるために月に1回かしのき苑にておもちゃの修理を実施している。	平成27 (2015)年

	グループ名	会員数 (人)	活動内容	登録年
高齢の人	調理 (あじわい)	34	要介護状態で調理困難な高齢で一人暮らしの人等に週に一回(木曜日)手づくりのお弁当を調理している。3班編成。	平成2 (1990)年
	配達	12	調理ボランティアがつくったお弁当を、調理困難な高齢で一人暮らしの人等へ配達する。	平成2 (1990)年
	手芸 (おてだま)	10	布製の小物等を作成し、チャリティ販売等を実施。	平成6 (1994)年
	テレフォン サービス	8	高齢で一人暮らしの人の住まいへ自宅からの電話による安否確認やふれあいの声かけを行う。	平成8 (1996)年
	傾聴ボランティア 「たんぼぼ」	17	町内の福祉施設において高齢者を対象とした傾聴活動をしている。	平成28 (2016)年
施設	デイサービス (かしのき)	8	デイサービスに来られる高齢の人の話し相手や簡単なお手伝いを通して交流・親睦をはかる。	平成5 (1993)年
	古布裁断 (こっとん)	5	寝たきりで高齢の人向けのおむつのあて布を作成。根気のいる作業ですが、和気あいあいと活動している。	昭和63 (1988)年
	古布裁断 (はなみづき)	7	寝たきりで高齢の人向けのおむつのあて布を作成している。「特別養護老人ホーム神の園」が活動拠点。	平成22 (2010)年
その他	収集ボランティア さくらの会	4	古切手や使用済テレフォンカード等を収集・整理して福祉に役立てる活動を行っている。	平成12 (2000)年

■高齢者ふれあいサロン [34 団体 会員数: 約 780 人 (うちボランティア数: 約 380 人)]

グループ名	会員数 (人) (内)ボラ ンティア	活動内容	登録年
1. きたいないきいきサロン	40 (12)	北稲八間地区に住む高齢の人を対象に毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 4 火曜日。	平成 12 (2000)年
2. 光台五丁目いきいきサロン	14 (7)	光台五丁目に住む高齢の人を対象に毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 2 金曜日。	平成 13 (2001)年
3. 谷いきいきサロン	29 (14)	谷地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 4 水曜日。	平成 14 (2002)年
4. 菱田ふれあいサロン	50 (15)	菱田地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 3 水曜日。	平成 14 (2002)年
5. 植田友遊サロン	42 (17)	植田地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 3 火曜日。	平成 15 (2003)年
6. 桜が丘二丁目いきいきくらぶ	11 (4)	桜が丘二丁目に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所で目的とし開催する。毎月第 1 水曜日。	平成 15 (2003)年
7. 南稲いきいきサロン	29 (9)	南稲八妻地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 2 金曜日。	平成 15 (2003)年
8. 滝ノ鼻ひまわりサロン	21 (10)	滝ノ鼻地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 4 木曜日。	平成 15 (2003)年
9. 柘榴いきいきサロン	34 (9)	柘榴地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 1 水曜日。	平成 15 (2003)年
10. 北ノ堂ふれあいサロン	51 (13)	北ノ堂地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 2 月曜日。	平成 15 (2003)年
11. 僧坊ふれあいサロン	25 (7)	僧坊地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月 1 回変則。	平成 16 (2004)年
12. サロン東友	35	東地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 2 日曜日。	平成 16 (2004)年

グループ名	会員数 (人) (内)ボラ ンティア	活動内容	登録年
13. 桜が丘三丁目いきいきサロン チェリークラブ	17 (5)	桜が丘三丁目に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2金曜日。	平成16 (2004)年
14. 里いきいきサロン	29 (11)	里地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第4水曜日。	平成17 (2005)年
15. 精華台四丁目 ふれあいサロン	33 (9)	精華台四丁目に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2水曜日。	平成18 (2006)年
16. 馬淵ふれあいサロン	40 (10)	馬淵地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第4月曜日。	平成18 (2006)年
17. 光台六丁目いきいきサロン なごみ	65 (25)	光台六丁目に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2木曜日。	平成20 (2008)年
18. 乾谷らくらくサロン	39 (20)	乾谷地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第3金曜日。	平成21 (2009)年
19. 舟たんぽぽサロン	45 (23)	舟地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第4火曜日。	平成21 (2009)年
20. 桜が丘一丁目 ふれあいサロンわの会	41 (10)	桜が丘一丁目に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2水曜日。	平成22 (2010)年
21. 菅井ふれあいサロン	38 (10)	菅井地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第1又は第3木曜日。	平成23 (2011)年
22. 光台四丁目ゆうゆうサロン	51 (19)	光台四丁目に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第4水曜日。	平成23 (2011)年
23. みなみふれあいサロン	30 (15)	南地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第3火曜日。	平成23 (2011)年
24. イングスローズ茶論	16 (3)	イングス精華台ローズアベニューに住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第3土曜日。	平成23 (2011)年

グループ名	会員数 (人) (内)ボラ ンティア	活動内容	登録年
25. NPO法人 東畑みんなの元気塾	随時	常設型サロンとして、月・火・木・金曜日（祝日以外）は、いつも開所して、高齢の人を中心としたふれあいの居場所づくりをめざして活動している。	平成 23 (2011)年
26. サロン七光	32 (12)	光台七丁目に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 3 水曜日。	平成 24 (2012)年
27. Happy サロン精華台	29 (7)	精華台一丁目に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 4 月曜日。	平成 25 (2013)年
28. にこにこサロン桜が丘	66 (21)	桜が丘四丁目に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 3 木曜日。	平成 26 (2014)年
29. 山田ふれあいサロン	52 (19)	山田地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 3 水曜日。	平成 26 (2014)年
30. あかねサロン会	30 (10)	中地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月 15 日。	平成 27 (2015)年
31. 西北いきいきサロン	42 (12)	西北地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 3 水曜日。	平成 27 (2015)年
32. 中久保田和い和いサロン	32 (12)	中久保田地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 2 土日。	平成 28 (2016)年
33. とちのきサロン	27 (6)	精華台一丁目トチノキに住む高齢の人を対象に、毎月 2 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 1 月曜日と第 4 土曜日。	平成 29 (2017)年
34. 精華台三丁目あかりサロン	26 (8)	精華台三丁目に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 4 火曜日。	平成 29 (2017)年

資料2 計画策定の経過等

① 日常生活圏域ニーズアンケート調査の実施

【調査概要】

○目的

精華町第8次高齢者保健福祉計画（第8次高齢者保健福祉計画第7期介護保険事業計画）の策定を行うにあたり、高齢者等の生活実態をはじめ、介護保険サービスや高齢者保健福祉サービスの利用状況、これらに対する今後のニーズ、健康づくりや生きがいづくりに関する意識等を的確に把握し、計画に反映させる基礎資料として活用するために実施しました。

○期間

平成29（2017）年2月10日（金）から平成29（2017）年2月24日（金）まで

○対象

調査区分	調査対象の設定
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	要介護認定を受けていない高齢者から1,000人を無作為に抽出
在宅介護実態調査	主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方（550人）

○方法

郵送により調査を実施

○回収状況及び回収率

	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	1,000	699	69.9
在宅介護実態調査	550	321	58.4

② サービス事業所ヒアリング調査（18頁から19頁）・高齢者社会参加調査（20頁から22頁）の実施

③ パブリックコメントの実施

広く町民から意見を聴取し、計画に反映させるために、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

○期間

平成29（2017）年12月11日から平成30（2018）年1月12日まで

資料3 精華町高齢者保健福祉審議会の開催

関係機関の代表者、学識経験者、介護者の代表者等を委員とし、「精華町高齢者保健福祉審議会」を開催し、計画についての審議や意見交換を行いました。

■開催概要

	年月日	議事
第1回	平成29(2017)年 5月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度の総括について 今後のスケジュールについて 住民アンケート調査結果の概要について
第2回	8月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 第7期介護保険事業計画策定に向けた国の動向について 精華町 サービス事業所ヒアリング・高齢者社会参加調査結果まとめ 統計からみた精華町の現状、第6期介護事業計画の実施状況について 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定方針(案)について
第3回	10月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 平成28(2016)年度介護保険事業特別会計決算概況報告について 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)の検討について
第4回	11月24日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)について パブリックコメントの実施について 答申(案)について
第5回	平成30(2018)年 1月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの実施結果について 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)について 第7期介護保険事業計画サービス給付量の見込み(案)について 答申について

■精華町高齢者保健福祉審議会委員名簿

任期：平成27(2015)年10月1日から平成29(2017)年9月30日まで
平成29(2017)年10月1日から平成30(2018)年3月31日まで

区分	氏名	所属
関係機関の 代表者	岸田 秀樹	相楽医師会精華班
	森島 秀行	精華町老人クラブ連合会会長
	○ 長谷川 悟	精華町社会福祉協議会会長
	森 修美	精華町民生児童委員協議会会長
	齊藤 裕三	特別養護老人ホーム神の園施設長
	伊藤 由美	介護老人保健施設とちのき事務長
関係行政 機関の職員	木下 直子	山城南保健所企画調整室室長
学識経験者	◎ 空閑 浩人	同志社大学社会学部教授
介護者の 代表者	石本 俊和	介護者代表
	山田 孝男	介護者代表
町の特別職員及び 一般職員	岩前 良幸	精華町健康福祉環境部長

◎：会長 ○：副会長

(敬称略)

資料4 精華町高齢者保健福祉審議会条例

■精華町高齢者保健福祉審議会条例

平成5年10月14日

条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、本町の高齢化社会への的確な対応のため、保健・福祉・医療の連携のもと、住民ニーズに応えうる質の高いサービスの提供の確立を図り、もって高齢者福祉の増進に資するため、精華町高齢者保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置し、運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問により次の事項を審議する。

- (1) 精華町高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画を含む)の策定に関すること。
- (2) 介護保険事業の運営に関すること。
- (3) 精華町高齢者保健福祉計画の進捗状況に関すること。
- (4) その他、高齢者保健福祉に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12名以内で組織する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者
- (4) 介護者の代表者
- (5) 町の特別職員及び一般職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に変更があったときは、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を総理し、代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉環境部福祉課に置く。

(補則)

第8条 この条例に定める他必要な事項については、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成10年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成11年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成13年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、平成13年2月26日から適用する。

附則(平成14年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成18年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成23年条例第1号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

【あ行】

■うつ

うつの症状としては、無気力・無感動・不安感・興奮等があり、それに伴い不眠・食欲低下等がある。本計画では、このような抑うつ症状を示している状態全体に対して、「うつ」という用語を使用。

【か行】

■介護医療院

日常的な医療管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ねた新たな施設のこと。

■介護給付

介護保険の保険給付のうち、「要介護1～5」に認定された被保険者への給付のこと。

居宅での利用に対する給付、施設の利用に対する給付、地域密着型サービスの利用に対する給付に区分にされる。

■介護認定審査会

要介護認定・要支援認定の審査判定業務を行うために市町村が設置する機関で、保健・医療・福祉に関する学識経験者で構成される。

■介護保険施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3つの施設の総称。

■介護保険料

市町村は、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない。その保険料は、第1号保険者に対し、政令で定める基準に従い条例に定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。なお、第2号保険者の保険料は、健康保険組合等の人数に応じて各医療保険者に振り分けられる負担額（介護保険給付費納付金）が決められ、各人の保険料額は加入している医療保険の算定方法に課され、医療保険料と一括して納める。

■介護マーク

介護者が外見では介護していることが分かりにくいような場面において、誤解や偏見を持たれないよう、介護中であることをわかるようにするためのマーク。

■介護予防

高齢者が要支援・要介護状態になることをできるかぎり防ぐこと、あるいは要支援・要介護状態であっても、状態がそれ以上悪化しないようにすること。それを実践するものを介護予防事業という。

■介護療養型医療施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設と比べて、医療面での手当てに重点を置いた入所施設のこと。病院内に併設される。平成 30（2018）年 3 月 31 日までに廃止することが決まっていたが、新たに創設される「介護医療院」等への転換までの期間が 6 年間とされた。

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護を必要とする要介護認定者が入所し、介護を受けながら日常生活を送る施設のこと。老人福祉法では特別養護老人ホームというが、介護保険法では介護老人福祉施設という。

■介護老人保健施設

病院での治療が終了した要介護認定者が入所し、在宅生活への復帰をめざして機能訓練や看護、介護を受けながら生活する施設。

■かかりつけ医

家族の日常的な診療や健康管理をしてくれる身近な医師のこと。また、入院や検査が必要な場合等に、適切な病院・診療科を指示、紹介してもらうことができる。

■絆ネットコーディネーター

高齢者、障害のある人、児童、生活支援や見守り等の配慮を要する人と、地域で活動している各種団体とをつなぎ、地域の課題を横断的に調整する役割を担っている者のこと。一般的に、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）という。

■キャラバン・メイト

厚生労働省が提唱し、都道府県や市町村、全国キャラバン・メイト連絡協議会が連携して、認知症の人と家族を支援する「認知症サポーター」を養成する講師役のことをいう。養成されたキャラバン・メイトは町と協働して「認知症サポーター養成講座」を開催する。

■グリーフ・ケア

大切な人を亡くし、大きな悲嘆（グリーフ）に暮れている人に対して、その悲しみから立ち直れるようそばにいて支援すること。

■ケア

介護や看護等の世話のこと。

■ケアプラン

要支援・要介護の認定を受けた者を対象として、心身の状況、その置かれている環境、本人や家族の希望等を取り入れながら、利用する介護保険サービスの種類及び内容、担当者、その他厚生労働省令で定める事項等を定めた計画書のこと。

■ケアマネジメント

利用者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

■ケアマネジャー（介護支援専門員）

「介護保険法」に基づく資格で、要介護者等からの相談に応じ、介護者等が心身の状況に応じて適切な在宅サービスや施設サービスを利用できるように市町村、事業者及び施設との連絡調整を図り、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な専門知識を有し、要介護者のケアマネジメントを行う者のこと。

■健康寿命

病気や障害のない自立した生活を送ることができる状態での寿命を指す言葉のこと。これからは健康寿命を延ばすことが大切であるという考えが広まっている。

■健康診査

高齢者の医療の確保に関する法律による保健事業の一つ。自治体が地域住民の健康状況を調査し、疾病予防や生活習慣病の早期発見のために保健指導に役立てるために行う検査のこと。

■高額介護サービス費

介護サービスを利用した要支援・要介護の方が1か月間に支払った利用者負担額が一定の上限を（負担限度額）を超えたとき、その超えた金額のこと。申請により、超えた分が払い戻される。

■後期高齢者

75歳以上の高齢者のこと。

■高齢化率

総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合。一般に、この割合が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会と呼んでいる。

■高齢者虐待

高齢者に対して、家族や施設の職員等、高齢者を養護する者から行われる虐待の行為。類型としては、①身体的虐待、②介護、世話の放棄、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待がある。

■高齢者の医療の確保に関する法律

後期高齢者医療制度の発足に合わせて老人保健法から名称が変更され、平成20（2008）年4月に施行された法律。

■コーディネート

各部分の調整を図って、全体がうまくいくように整えること。

【さ行】

■サロン

地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へと広がる可能性を持つ。

■社会福祉協議会

社会福祉法に基づき全国の都道府県、市町村に設置され、そのネットワークにより活動を進めている団体。住民の福祉活動の場づくり、仲間づくり等の援助や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関の連携を進めるとともに、具体的な福祉サービスの企画や実施を行う。

■住民基本台帳

氏名、生年月日、性別、住所等が記載された住民票を編成したもの。

■シルバー人材センター

地域社会に密着した臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務を一般家庭、事業所、官公庁等から受注し、自らの生きがいの充実や社会参加を求める高齢者にその意欲や能力に応じて就業機会を提供することにより、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした、高齢者が自主的に運営する団体。

■生活習慣病

食生活、運動、休養、喫煙、飲酒等による生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気のこと。糖尿病、脳卒中、心臓病、高血圧、脂質異常症、悪性新生物（がん）等が代表的な生活習慣病である。

■前期高齢者

65歳から74歳までの高齢者のこと。

【た行】

■第1号被保険者・第2号被保険者

介護保険では、第1号被保険者は65歳以上、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者のことをいう。第1号被保険者は、要介護認定を受けた場合は、原因を問わず介護保険のサービスを利用できるのに対し、第2号被保険者のサービス利用は要介護状態になる可能性の高い特定の疾病が原因で要介護認定を受けた場合にのみサービスを利用できる。

■第三者評価

事業者の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公平・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うこと。事業者は評価結果をサービス向上に生かし、利用者は評価情報により適切な事業者を選択することが可能となる。

■短期入所サービス

ショートステイとも呼ばれ、短期間、施設に入所して介護や機能訓練等を受けるサービス。

特別養護老人ホーム等の福祉施設が行う「短期入所生活介護」と、老人保健施設や介護療養型医療施設等が行う「短期入所療養介護」がある。

■団塊の世代

日本において、第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代、または第二次世界大戦後に生まれた文化的思想的に共通している世代（昭和 22 年から昭和 24 年生まれのベビーブーム世代のことをいう。）のことである。第二次世界大戦後の日本の歩みと人生を共にしており、またその特異な人口構成ゆえに、良くも悪くも日本の形成に大きな影響を及ぼしている世代。今後見込まれる急速な高齢化の最大の要因となっている。

■地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいう。

■地域支援事業

介護予防と介護予防のケアマネジメントが中心となる介護保険制度の中の一事業。平成 18（2006）年度からの介護保険制度の改正のときに導入された。

■地域福祉計画

社会福祉法の規定に基づいて策定される計画。市町村で策定する計画には、福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉事業の健全な発達、住民参加の促進の3点を盛り込むように規定されている。

■地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療、介護、福祉サービスを含む様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。

■地域包括支援センター

介護予防のケアマネジメントを行なう機関。高齢者に対する総合的な相談窓口、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントとしての機能もある。保健師または看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種が配置されており、互いの専門性を生かして問題の解決に努めている。

■地域密着型サービス

平成 18（2006）年4月の介護保険制度改正に伴って導入された新しいサービスのこと。都道府県知事の指定（許可）を受ける介護保険施設とは違い、市町村ごとにサービス提供事業者が指定され、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう柔軟なサービスが提供される。

【な行】

■日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したもの。

■認定調査（員）

認定調査とは、要介護認定を行うために必要な調査のこと。要介護認定または要支援認定の申請があったときに、市町村職員または市町村から委託を受けた介護保険施設及び指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員が行う。

認定調査員とは、要介護認定または要支援認定を受けようとする被保険者を訪問し、その心身の状況、その置かれている環境等について調査する者をいう。

■認知症

脳に起こる認知機能の障害のために、日常生活に支障をきたした状態をいう。

■認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を暖かく見守り、支援する人（サポーター）。厚生労働省は、平成 17（2005）年4月から「認知症を知り地域を作る10か年」をスタートさせ、地域住民、金融機関やスーパーマーケットの従業員、小・中・高等学校の生徒等様々な方が認知症サポーターとなり、全国に 900 万人を超える認知症サポーターが誕生しています。〔平成 29（2017）年9月末現在〕

【は行】

■バリアフリー

もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障害者だけではなく、すべての人にとって日常生活の中に存在する様々な（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられている。

■避難行動要支援者

高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。

■PDCA

どのような過程で回すことが効率よく、業務を行えるかという理論のことをいう。

Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Act（改善）の頭文字を取ってPDCAサイクルという。

■福祉用具

高齢者や障がい者の自立に役立ち、介護する方の負担を軽減するための用具。具体的には、特殊寝台、車イス、褥瘡（じょくそう）予防用具、歩行器等。

■ボランティア

「自発的な意志に基づいて人や社会に貢献すること」を意味する。「自発性：自由な意志で行なうこと」「無償性：利益を求めないこと」「社会性：公正に相手を尊重できること」という原則がある。

【ま行】

■まちの福祉サポート店

高齢や障害、認知症等の理由により買い物等の日常生活にお困りの方を支援し、その生活を守るために、商店や事業所等を「まちの福祉サポート店」として登録している。

■マネジメント

管理、支援すること。

■民生委員

民生委員（民生委員・児童委員）は「民生委員法」、「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティア。地域の相談相手として、暮らしの支援、高齢者・障害者の支援を行う。行政機関と協働し、問題が起こったときは速やかに連絡を取り合う等、地域のパイプ役として活動している。

【や行】

■ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方をいう。

■要介護状態

身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態。介護の必要の程度に応じて要介護状態区分（要介護1～5）のいずれかに該当する。

要介護状態	心身の状態の例
要支援1	食事や排泄はほとんど自分でできるが、掃除等の身の回りの世話の一部に介助が必要。等
要支援2	要支援1の状態から日常生活動作の能力が低下し、何らかの支援又は部分的な介護が必要となる状態。等
要介護1	食事や排泄はほとんど自分でできるが、身の回りの世話に何らかの介助が必要。立ち上がり等に支えが必要。等
要介護2	食事や排泄に介助が必要なことがあり、身の回りの世話全般に介助が必要。立ち上がりや歩行に支えが必要。等
要介護3	排泄や身の回りの世話、立ち上がり等が自分でできない。歩行が自分でできないことがある。等
要介護4	排泄や身の回りの世話、立ち上がり等がほとんどできない。歩行が自分でできない。問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。等
要介護5	食事や排泄、身の回りの世話、立ち上がりや歩行等がほとんどできない。問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。等

■要介護認定

介護が必要な状態であるかどうか、どの程度介護を必要とするかを、市町村等が介護認定審査会で客観的に評価するもの。要介護認定は、要支援1・2、要介護1～5、非該当のいずれかに分類される。

■予防給付

介護保険の保険給付のうち、「要支援1～2」に認定された被保険者への給付のこと。居宅での利用に対する給付、地域密着型サービスの利用に対する給付に区分される。

【ら行】

■リハビリテーション

障がい者や事故・疾病で後遺症が残った人等を対象に、身体的・心理的・職業的・社会的に、最大限にその能力を回復させるために行う訓練・療法や援助のこと。

■ロコモ・ロコモ予防

運動器の傷害のために移動機能の低下をきたした状態を「ロコモティブシンドローム（略称：ロコモ、和名：運動器症候群）」という。ロコモは筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、あるいは複数に障害が起こり、「立つ」「歩く」といった機能が低下している状態をいう。進行すると日常生活にも支障が生じる。

いつまでも自分の足で歩き続けるために、運動器を長持ちさせ、ロコモを予防し、健康寿命を延ばしていくことが、必要である。

精華町第8次高齢者保健福祉計画
精華町第7期介護保険事業計画

発行 精華町
編集 健康福祉環境部 福祉課
〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70 番地
TEL 0774-95-1904 (直通)
FAX 0774-95-3974
e-mail fukushi@town.seika.lg.jp
URL <http://www.town.seika.kyoto.jp/>
発行年月 平成30(2018)年3月